

KAN00010 ルーマニア【安全の基礎】

ルーマニア

Romania

出入国時の留意事項

●査証

ルーマニアは、現在のところ観光客誘致策をとっていることもあり、国境、空港で観光査証を取得できるが、あらかじめ各国のルーマニア大使館で査証（滞在期間30日間）を取得するのが望ましい。観光査証（最大120日）のほか外交査証（1年）、公用査証（6カ月）、通過査証（48時間）、駐在査証（6カ月）があり、それぞれ期間更新できる。外交、公用査証は外務省領事部、観光、通過、駐在査証は内務省旅券局がそれぞれ管轄し、在留期間更新申請もあわせて担当している。

なお、駐在査証には商社員、学生の場合も含まれる。在留期間更新申請を忘れて不法に滞在した場合は、手続きも繁雑となり違反金を徴収されることにもなるので、注意が必要。なお、観光・通過査証については、二国間取極により査証料は免除されることになっているが、誤って査証料を徴収されるケースがあるので注意を要する。

●出入国審査

出入国審査においては、出入国記録カード、旅券を審査したうえで、出入国スタンプが押印されるが、手続きには、かなりの時間を要する。

●外貨申告

一般旅行者の場合は入国の際、1000米ドル相当以上の現金を所持する場合、申告することを義務づけられており、出国の際、申告額を超えた現金を所持していることが発覚した場合、没収されるおそれもある。また、外貨の現金持ち込み限度額は5万米ドルであり、これ以上の現金を持ち込むと没収されることがあるので要注意。

現地通貨の持ち出し、持ち込みは禁止されている。換金はホテル・外貨交換所等で行うことができる。出国時に未使用現地貨から外貨への再換金ができる規則になっているが、実際には再換金を拒まれる場合も多いので、外貨より現地通貨への換金は必要最小限にとどめておくことが望ましい。

●通関

出入国時の税関検査は非常に厳しく、すべての携帯品をチェックされる。特に、古い文化財、絵画、一部の書籍、医薬品の持ち出しは禁止されているので注意が必要。

滞在時の留意事項

●滞在届

ルーマニアに、引き続きまたは通算120日以上滞在しようとする人は、入国から3日以内に、滞在地を管轄する内務省所管の各警察署旅券部に滞在届を出し、外国人登録証（身分証明書）の交付を受けなければならない。この外国人登録証は常に携帯する必要がある。

●旅行制限

軍事施設、国境等を除けば特に問題はない。

●写真撮影の制限

写真撮影に関しては、一般的には問題がない。ただし、空港、鉄道、橋梁、国境、軍事施設等は禁止の対象となっており、そのようなところではカメラの絵に×印を付けた表示がされている。仮に無視して撮影した場合は、その場で警官、軍人によりフィルムを抜き

取られることがある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

アヘン、大麻等の麻薬の持ち込みは厳禁。所持、売買も同様に処罰の対象。

●不法就労

内務省が必要と認める場合は、同省の許可を得て就労することができるが、観光、通過目的で入国した場合は、働くことはできない。不法就労は処罰の対象となる。なお、外国人は政府および地方の行政機関、司法機関では就労できない。

●治安維持

1989年12月の「革命」以降、治安状況は悪化し、反政府集会等のデモおよびストライキが頻発しているため、無用のトラブルを避けるためにもデモには近づかないよう注意することが必要。

なお、外出に際しては身分を明らかにする旅券または身分証明書を携行する必要もある。

●その他特殊取締

ヤミドル売買等に関する為替管理法違反には注意する必要がある。

交通事故はブカレスト市内でも頻繁に起こっているため、車の運転には十分な注意が必要。事故を起こした場合、警察に連絡し、ルーマニア語が理解できないため不利にならないように心がける。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

チップを期待される場合が多いこと以外格別に注意しなければならない社会習慣はないが、すべての面で時間がかかることに留意すべきである。

安全のためのひとくちアドバイス

最近では旅行者を狙った盗難事件が多発している。特に空港、駅、満員の乗り物、夜行列車内でのスリ等に細心の注意が必要。ホテル、アパートでも必ず施錠し、またホテルでは貴重品等は必ずフロントに預ける心がけが必要である。

健康上の留意事項

乾燥した気候なので、リユーマチが一種の風土病化している。また不衛生な食料品が多く注意を要する。生水は雑菌、石灰分を含んでいるので要注意。医療水準も低いので、家庭用常備薬を持参するほうがよい。また、季節によっては、コレラ、A型肝炎が流行するので注意が必要である。

最近では、結核も多く確認されており、B型肝炎の保菌者（キャリア）も西欧諸国の10倍以上となっている。

緊急時の連絡先

〈病院〉 Tel.614-25-77 (外国人専用)

〈警察〉 Tel.955

〈火災〉 Tel.981

〈救急車〉 Tel.961

緊急時の言葉

「泥棒」=ホツツ

「助けて」=アジュトール

「警察」 = ポリツィア

「病院」 = スピタル

「パトカーを呼んでくれ」 = ケマツィ・ミ・ポリツィア

「救急車を呼んでくれ」 = ケマツィ・ミ・サルパーレ

在外公館アドレス

●大使館

在ルーマニア大使館

Embassy of Japan, Strada Polona No. 4, Sector 1,
Bucharest, Romania

Tel. 210-0790~2

KAN00010 ルーマニア「防犯の手引き」
犯罪の手引き

平成04年10月
在ルーマニア大使館

1. 最近ルーマニアにおける在留邦人、邦人旅行者が受ける犯罪被害のうち最も多いのは、ブカレスト北駅等、雑踏でのスリ被害及びホテル内での窃盗です。既にパスポート・外貨のはいった財布を取られた邦人数も相当多数にのぼっており、旅行者数との比率では世界でもトップクラスではないかと見られ、その手口も手品師のごとき巧妙さです。
2. その他、列車内はルーマニア人でも恐れるほど犯罪が多いところです。
3. 車でルーマニア国内を旅行する場合は、駐車時ミラー等車の部品は外しておくのが常識です。また、求められてもヒッチハイカーを乗せることは危険です。
4. ブカレスト市内の交差点付近には、車の窓を拭き小銭をせびるジプシーの子供などがたむろしていますが、相手にする事なく毅然とした態度をとることが大切です。しかしながら、窓を開けて対応したり車外に出て追い払ったりすることは危険ですのでお止めください。
5. 犯罪とはいえませんが、車の運転に際しては、夜は街灯なし、道は穴ぼこ、冬は積雪によるスリップ等の事情に留意して運転して下さい。
6. 暗闇での強奪・暴行・子供への危害にも気をつけましょう。
7. ホテル内外には、ドル買い・売春婦が多数おりますが、近寄るととんでもない犯罪に巻き込まれることがあります。
8. 郵便物の抜き取り等も良くある例です。
9. 以上は安全ルート内で行動する場合がありますが、いったんそれを出て学生寮などに住む場合、あらゆる犯罪が待ち構えているといわれます。
10. テロについては、白昼アラブ人が射殺されたり、爆弾騒ぎがあったこともあり、またイスラエル・アラブ双方と直接航空路もあるので、日本赤軍の動きにも警戒しましょう。あらゆる事態に備えて注意することが必要です。

*犯罪に巻き込まれた場合、被害にあった場合、大至急大使館に御連絡下さい。

- ◎大使館 TEL. 12-07-90~92
- ◎警察 TEL. 055
- ◎火災 TEL. 081
- ◎救急車 TEL. 061
- ◎病院 (外人専用) TEL. 16-25-21

注) 11月15日からブカレストの電話番号が次の方式により変更になる予定です。留守宅などへは事前にご連絡下さい。

なお、当国の事情により、同日に一齐に新電話番号に切り替わらない可能性もありますので、当分の間は新電話番号で通じない場合旧電話番号も試してみてください。

1. 11月15日よりブカレストの電話番号が次の通り7桁に変更されます。

(1) 電話番号の始めの2桁が12の場合は3を加える。

(例) 大使館 (旧) 120790 → 3120790

(2) それ以外の番号については次の通り。

○電話番号の初めの2桁が40のものは400に変更。

○電話番号の初めの2桁が次のものは前に7を加える。

25、26、45、46、60、69、71、72、76、77、78、80、81、89

○電話番号の初めの2桁が次のものは前に6を加える。

10、11、13~24、27~39、41~44、47~59、61~68、73~

75、79、82～88

2. 番号案内等も先頭の数字の0が9に変更されます。

	(旧)		(新)
電話トラブル	021	→	921
電話案内 (国家機関、企業等邦人)	030	→	930
電話案内 (一般家庭 A～L)	031	→	931
電話案内 (一般家庭 M～Z)	032	→	932
国鉄インフォメーション	052	→	952
長距離電話 (ルーマニア国内)	091	→	991
警察	055	→	955
時報	058	→	958
救急車	061	→	961
国際電話	071	→	971
消防署	081	→	981

3. 外国からルーマニアに電話する場合

40 (国番号) + 1 (ブカレスト市番号) + 電話番号

(例) 外国から大使館に電話する場合 4013120790

4. ブカレスト市外からブカレストに電話する場合

01 (ブカレスト市番号) + 電話番号

(例) 市外から大使館に電話する場合 013120790

5. ブカレストからルーマニアの地方に電話する場合

0+ (市外番号) + 電話番号

(例) アラト市 (市外局番966) の11515番に電話するには→096611515

KAN00010 ルクセンブルク【安全の基礎】
ルクセンブルク大公国
Grand Duchy of Luxembourg

出入国時の留意事項

●査証

3カ月以内は不要。滞在3カ月以上の場合、入国後、法務省のService de la Police Etrangereに仮滞在許可を申請する。

●出入国審査

無査証で航空機を利用して入国する日本人旅行者が、帰国のための航空券を持っていない場合は、利用した航空会社の出発地へ帰されるか、または日本までの切符を空港内で購入したうえで入国を認められるかのどちらかの処置がとられるので、十分な注意が必要。予防注射証明書は不要。出国に際してはなんら問題はない。

●外貨申告

ルクセンブルクの為替規則は緩やかで、持ち込み外貨を申告する必要はない。

●通関

ヨーロッパ以外の国から入国する場合、無税持ち込みの限度は、巻煙草200本、アルコール飲料(22度以上)1リットル、アルコール飲料(22度未満)2リットル、ブドウ酒2リットル、香水50グラム、オードトワレ4分の1リットル、その他価格2000ベルギー・フランまでの品物。

日本からの別送荷物は、パッキングリスト(品目明細リスト)を税関に提出しなければならない。

滞在時の留意事項

●滞在届

到着後、法務省の前記窓口で仮滞在を認める旨の文書を入手した後、その旨の文書を持って外務省旅券課に赴き、旅券に同許可スタンプを受け、しかる後に各人の居住する市町村役場の外国人係窓口で、外国人身分証明書の発給手続を行う。交付まで2~3カ月はかかる。

●旅行制限

特になし。

●写真撮影の制限

特になし。ただし、民間企業の構内および美術館内などの撮影は、産業機密あるいは芸術品保護等の理由で拒否されることもある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

空港や国境の出入り口等で見ると、外見的にはそれほど厳しいものとは思われないが、空港では犬を使った荷物の検査が行われているようである。国境では怪しいとらんだ車は徹底的に調べられている。処罰として死刑はない。嫌疑を避けるため、麻薬類と間違えられるような紛らわしいものを持ち歩かないこと。

●不法就労

不法就労は禁止されているので、労働省就労局に就職に必要な書類を提出し、労働許可

を受けなければならない。不法就労者は国外に追放される旨の規定があり、強制送還された新聞記事を時々見かける。人口は約38万人で、アジア系の人間はそのごく一部を占めるに過ぎないためかなり目立つので、日本人の不法就労はすぐに見つかる。

●治安維持
特になし。

●その他特殊取締

国家元首等に対する不敬罪はあるが、死刑は1979年に廃止されている。為替管理法上、問題となる点はない。

交通法規等としては、安全ベルトの着用が義務づけられており、また子供が助手席に座ることは禁止されている。なお、制限速度は市内50キロ、それ以外は70キロ以下、高速道路は120キロ以下となっている。このほかはフランス、ドイツと同じで、特に注意すべき点として、原則として右側優先を守ること。なお、ルクセンブルク人は走行車線をよく守っており、途中からの割り込みやクラクションを鳴らすことを嫌うので、運転する場合、余裕のある運転を心がけること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

外国による支配が長く続き、また第1次、第2次世界大戦では永世中立国にもかかわらず、ドイツの侵略を受けた歴史から、独立と自由を尊び、小国ながら生活水準の高さに裏づけられた自尊心にあふれる国民性である。したがって、相手の自尊心を傷つけることなく付き合えば、概して日本人に対して好意的であり、より楽しい滞在になると思われる。その他、風俗習慣とも一般的にヨーロッパについて言われていることがあてはまる。

ルクセンブルクは治安が良いほか、環境保全、街の清掃は行き届いており、日本人旅行者は行楽に際し、動植物等の自然愛護や、食事のマナー、飲食後の後始末に十分に留意することが望ましい。

安全のためのひとくちアドバイス

治安はきわめて良好であるが、深夜に歩くとか、常識で考えてあまり安全でない場所、時間帯は避けたほうが賢明。

防犯について、アパートや独立家屋に住む場合、自分1人でできることには限度があり、常日頃隣人等とのコミュニケーションを図ること。特に、アパートの場合には、その住居規則に従って、皆と一致協力して防犯にあたるよう心がけること。

健康上の留意事項

日照時間が短くなり、どんよりとした鉛色の空、濃霧が続く厳寒の冬期（11～3月）をいかに楽しく過ごすかが、精神的、肉体的な健康保持の決め手である。食事では、塩分やカロリーのとり過ぎに注意すること。

緊急時の連絡先

（非常用）

警察は、Tel.113。憲兵隊、病院、当番医、当番薬局、当番獣医、消防署の救援を求めたいときは、Tel.112。国中どこからでも、この番号を回すだけで、即座に必要な連絡や情報提供のサービスを受けることができる。その他、上記機関の所管に属さない民事上の保護についても、Tel.112に相談することができる。

緊急時の言葉

「泥棒」＝ヴォルール

「救急医者」＝アン・メドゥサン・デュルジャンス

「警察」＝ポリース

「助けて」 = オ・スクール

「事故だ。救急車」 = アクスイダン・ユナンビュランス

在外公館アドレス

●大使館

在ルクセンブルク大使館 (兼勤)

Ambassade du Japon, 17, Rue Beaumont, L - 1219

Luxembourg, Grand-Duche de Luxembourg (B.P.92)

Tel.464151

1992年10月
在ルクセンブルク大使館

－はじめに－

今般、当国在住の皆様が安全に生活できるための参考として、治安・防犯の手引きを作成しましたので、ご活用いただきたいと思います。

本手引きを、今度、更に充実したものにして参りたいと考えておりますので、皆様の生活体験に基づくご意見、お気付きの点等ありましたら大使館までご連絡ください。

1. 基本的心構え

当地在留邦人の安全確保はルクセンブルク政府が第一義的には責任を持っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれたときは、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置を取ることでありますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権の基に当国政府の責任で処理されることとなります。

そこで、常日頃から皆様ご自身が安全対策に関する問題意識を持つと共に、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることになり、次の点に心がける必要があります。

(1) ルクセンブルク人(社会)との相互理解

まず、当国の歴史・風俗・文化・習慣・国民性等を理解するように努めると同時に、日本ないし日本人を正しく理解してもらうため、在留邦人の皆様一人一人が日本の良き広報マンとの自覚のもとに、常に良識ある外国人として現地人との良好な関係を保持することが肝要と存じます。

(2) 安全の為の基本理解

日本人はとかく海外での安全意識の欠如を指摘されますが、海外での安全の基本は、一般的に

(1)警戒心を怠らない (2)行動を予知されない (3)目立たない
の三原則を遵守することにあると言われています。

(3) 安全に関する情報収集

安全の為の情報収集は、海外生活では欠かすことの出来ないトラブル防止策です。日頃から新聞・雑誌・テレビ・ラジオのニュースに関心を払う必要があります。

(4) 緊急時の連絡先の把握

市警察、国家警察、病院、消防署等の救援を求めたいときは、国中何処からでも012を回すだけで必要な連絡や情報提供のサービスを受けることができます。

特に、緊急医療処置が必要な場合は、患者を自分で病院に連れていくよりは、012を通じ救急車を要請したほうが適切な処置が受けられます。

また、会社関係、信頼できる近隣者等に緊急連絡先を明らかにしておくとともに、在留邦人相互間の緊密な連絡体制を確立しておく必要があります。

特に、3カ月以上滞在する場合は、大使館に「在留届」を提出する必要があります(これは、大使館からの緊急連絡時に利用されます)。

2. 治安情勢一般

これまで、当国は非常に治安の良い国とされてきました。しかし、最近、当館に犯罪被害の報告が入るようになってきました。幸い、いわゆる凶悪事件の被害者は出ておりませんが、外出の際の戸締まり、身の回り等に十分注意が必要と思われます。

(1) ルクセンブルクの警察制度

当国の警察は、次の2つに大別され、いずれも国防省 (Ministere de la Force Publique) の管轄になります。

(ア) Police (市警察)

ルクセンブルグ市等それぞれの都市部の治安維持を担当します。ちなみに、駐車違反の取締を行っているのは市の嘱託職員です。

(イ) Gendarmerie (国家警察)

国家警察として、国全体の治安維持、関税法・密輸の取締り、外国人の出入国管理等を担当します。

(2) 最近の当国における犯罪発生件数は次のようになっております。

犯罪発生件数
(1992年8月10日 Gendarmerie Grand-Ducale)

犯罪の種類	1989年	1990年	1991年
殺人 (含む未遂)	46件	37件	45件
強姦	26	28	26
傷害	980	880	935
窃盗	13,872	14,662	15,003
(内侵入盗)	3,618	4,151	3,374

3. 一般防犯の手引き

まず何よりも自分と家族の安全は自分たち全員で守るとの心構えが基本で、「予防」こそが最良の危機管理として、そのための努力を傾注する必要があります。

モットーとしては「悲観的に準備し、楽観的に行動する」ことが肝要と思われま

(1) 屋外での犯罪被害と対策

ア ひったくり

最近、当館にも邦人のひったくりによる被害が報告されました。

この予防策としては、常に周囲に対する警戒心を持つということになりますが、それ以前に、旅券・金券等はハンドバッグ類に収納せず、懐中に保管するのが安全です。

特に、ハンドバッグを所持する場合、次のことに気を付ける必要があるかと思

(1) たすき掛けにするとともに、体の前で手を添えて持つ (車道側には向けない)

(2) 口金は内側を向ける

イ 置き引き

当館に入った報告では、レストラン、ホテル (一流ホテルでも) などで食事中、椅子の背に掛けた上着やハンドバッグ類が盗難にあたり、飛行場、ホテル等でチェックイン (アウト) 時、駅での切符購入時に荷物から目を離したすきに盗難にあう例が報告されています。

(2) 住居における防犯対策

常日頃、気をつけてチェックしておくポイントとしては、次の点が上げられます。

(1) 家屋外周のチェック

(2) 外出時、就寝時の施錠及び錠戸の確認

(3) 貴重品の保管場所のチェック

侵入盗にあった最近の例は、全て、家人の外出時、賊が家屋裏側の窓を破って侵入し、貴金属を中心に盗んだケースです。

これを防ぐには次のことを心がける必要があります。

(1) 行動パターンを読まれないこと

(2) 外出時の施錠と錠戸を降ろすことの励行

(3) 隣人、管理人との関係を密にしておく

(4)現金・貴重品は、持ち出すことの出来ない丈夫な固定式金庫に保管する

4. 被害にあった場合の処置

(1) 旅券盗難時の措置

不幸にして旅券が盗難にあった場合、直ちに警察に届出のうえ、盗難証明書を受領し、大使館に再発給申請してください。

なお、ルクセンブルグ市内での土・日・祝祭日等の盗難証明の発行は警察本部のみで扱います。

58-60、rue Glesener Tél40940-1 (Police代表)

大使館への旅券再発給申請には、当該盗難証明の他
写真2枚 ('92年11月1日以降は 4.5cm×3.5cm の写真をご用意下さい) が必要です。

万が一の為に、予め旅券はコピーしておくとともに、予備の写真等は、旅券と同一機会に盗まれることのないよう別な場所に保管しておくのが万全かと思われます。

大使館窓口受け付け時間は、祝祭日を除き月～金曜日の時間帯です。

午前9時～11時30分

午後2時～4時30分

(2) 侵入盗にあった場合

(1)現場保存のうえ、警察に連絡する。

(2)警察の盗難証明等の発給をまって保険の申請手続きを行う。

(3)鍵を盗難・遺失した場合、住所の特定可能な手帳等を一緒に盗難・遺失した場合、即錠を別なものと交換する。

KAN00010 イギリス【安全の基礎】
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国（英国）
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

出入国時の留意事項

●査証

日本とイギリスの間には査証免除取極が締結されているので、観光、知人訪問等の目的で6カ月以内の短期滞在であれば査証は免除される。

しかし、就労、駐在員の家族として滞在、婚姻、留学、自営業に従事するなどの目的で入国する場合は、就労ならば労働許可証（ワークパーミット）、駐在員の家族としての滞在、婚姻、留学などの場合は入国査証（エントリースーティフィケート）をそれぞれ事前に取得して、入国の際に持参しなければならない。

労働許可証は入国の際査証としての機能をも有し、雇用者がイギリス雇用省に被雇用者（入国する者）について申請し、入国査証（エントリースーティフィケート）は本人が在日イギリス大使館または総領事館に申請して取得する。

語学研修などの目的で入国する場合には、入国査証（エントリースーティフィケート）を取得して入国するのが原則であるが、入学許可書、授業料支払済証を所持し、かつ滞在費も保証されていることを入国審査官が確認できれば、入国を許可されている。ただし、授業時間が週15時間以上ということも語学研修（学生）としての入国条件となっている。

なお、労働許可に関する問い合わせは下記へ。

名称：Department of Employment, Overseas Labour Section

住所：Caxton House, Tothill Street, London

SW1H 9NF

Tel.071-273-6969

●出入国審査

イギリス到着間近に機内で配布される入国カード（Landing Card）に正しく氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、職業、滞在先などを記入しておき、空港に到着したら入国審査官に旅券と入国カードを提出する。入国審査は概して厳しく、観光なら滞在日数、所持金、帰国用航空券の有無などが聴取される。就労なら労働許可証、駐在員家族としての滞目的なら入国査証（エントリースーティフィケート）を所持しているかどうかなどが審査され、これらの必要書類を所持していないと入国は許可されない。

また、語学研修の目的できたのに観光目的などと虚偽の申告をし、入国審査官がその申告内容に疑問を抱いた場合には長時間徹底的に追及され、所持品の中から入学許可書などが発見されると入国を拒否されることがあるので虚偽の申告をしないこと。入国が拒否された場合、英国内において処分の取り消しや異議の申し立て等を行うことはできず、必ずいったん国外に出国し、再度手続きし直さなければならないので注意を要する。

なお、入国管理規則は厳格に運用されており、長期滞在者が入国の際、健康診断（Medical Examination）を求められるケースがある。この場合担当医師の診断を受けるのに

3～4時間待たされることもあるので、できれば日本出発前に「異常なし」の英文健康証明（医師作成によるもの、特に胸部X線結果が大切）を持参するとよい。

出国するときには、出国カード（Embarkation Card）に記入し、入国審査官に提出しなければならない。許可された滞在期間をオーバーして滞在した場合、出国できても再入国を拒否されることがあるので滞在期限を遵守する注意が必要。

●外貨申告

外貨申告は必要ない。外貨の持ち込みおよびポンドの持ち出しについては制限がない。

●通関

税関は自主申告制をとっている。免税の範囲は、(1)EC域内にある船、航空機内で免税で購入したもの、またはEC域外で免税で購入したもの、(2)EC域内で税金を支払って購入したものとの2通りに分かれている。(1)の免税範囲は、煙草200本または細巻葉巻100本、葉巻50本、パイプ用煙草250グラムのいずれか。アルコール飲料1リットル(22%超)または2リットル(22%以下)、香水50グラム(60cc)、オーデコロン類250cc、その他の品物は英貨32ポンドまで。(2)の免税範囲は、煙草300本または細巻葉巻150本、葉巻75本、パイプ用煙草400グラムのいずれか。アルコール飲料1.5リットル(22%超)または3リットル(22%以下)、香水75グラム(90cc)、オーデコロン類375cc、その他の品物は英貨250ポンドまでである。

所持品が免税範囲内であれば緑色(無申告)の通路、範囲外であれば赤色(有申告)の通路、EC内からの入国であれば青色の通路を進む。自分の所持品がいずれか分からないときは、赤色の通路を進み、係員に相談したほうがよい。無申告の場合でも時折抜き打ち検査がある。申告する物があるにもかかわらず申告しなかった場合は処分が厳しいので注意が必要。

持ち込み禁止品は、規制薬品類(アヘン、ヘロイン、モルヒネ、カナビス、アンフェタミン、LSDなど)、火器(拳銃類、ガス銃、電気ショック棒、弾薬など、花火を含む)、ジャックナイフ、偽造紙幣、ホラーコミック、わいせつ本・フィルム・ビデオ、イギリス内で許可されていないラジオ送信機(携帯用無線電話、シチズンバンドのラジオなど)、肉類(ハム、ソーセージ、ベーコンなど)、植物類(果実、野菜、球根、種子など)、動物類および保護されている動物から作ったもの(象牙、毛皮など)。

また、持ち出し許可を必要としたり、禁じられているものは、規制薬品類、火器、撮影から60年以上たっている写真類で200ポンド以上の価値のあるもの、制作されてから50年以上たっているイギリス歴史上の名士の肖像画(彫刻も含む)で200ポンド以上の価値のあるもの、制作から50年以上たっている800ポンド以上の価値のある古美術品(収集家が集める絵画、芸術品を含む)、イギリス国内の野生の動物およびそれから作られた製品および最先端技術機器など。

なお、通関に対する問い合わせは下記に。

名称: HM Customs and Excise

住所: New King's Beam House, 22 Upper Ground,

London SE1 9PJ

Tel. 071-620-1313

(動物検疫)

健康証明書等輸入に関する書類が必要なうえ、犬や猫は6カ月間の係留を義務づけられているので、注意すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国後、滞在の延長を希望する場合には、滞在許可が切れる前にイギリス内務省入国管理局(下記)に必要な書類をそろえて申請する。滞在目的によってそろえる書類が違うので申請前に照会しておくことよ。

名称: Home Office, Immigration and Nationality
Department

住所: Lunar House, 40 Wellsley Road, Croydon CR92BY

Tel. 081-686-0688

入国の際、観光目的で6カ月以内の滞在許可を付与された場合は外国人登録の必要はないが、旅券にThe holder is required to register at once with the police とスタンプを押された場合は外国人登録が必要。このスタンプは16歳以上で通常6カ月以上の滞在許可を付与された人、労働許可所持者で3カ月以上の滞在許可を付与された人、および入国審査官が必要と認めた場合に押される。

このスタンプを押された場合、ロンドンに居住する人は、Metropolitan Police (The Alien Registration Office, 10 Lamb's Conduit Street, London WC1N 3N X Tel.071-725-2451)、それ以外に居住する人は、最寄りの警察署 (police station) に、1週間以内に出頭して外国人登録をする。これに違反すると200ポンドの罰金もしくは6カ月以内の拘禁に処せられるので、入国の際旅券に押されたスタンプを確認しておくこと。登録に必要な書類は旅券、写真2枚(4センチ×5センチくらいのもの)、労働許可書(所持者のみ)で、登録手数料として1人35ポンドかかる。外国人登録が終了すると、通称グリーンカード (Greencard) と呼ばれている外国人登録証 (Certificate of Registration) が交付されるとともに、旅券に登録済みのスタンプが押される。

この外国人登録証は常時携帯の義務はないが、求めに応じていつでも提示できるようにしておくこと。イギリス国外へ旅行する際には携帯して出国し、再入国の際、居住者であることを示すものとして入国管理で旅券とともに提示する。なお、イギリスへ再入国しない場合は、出国の際、入国審査官に外国人登録証を返納する。登録事項のうち、住所の変更があった際は7日以内に、国籍・氏名・旅券・雇用先の変更や婚姻した場合には8日以内にそれぞれ変更登録をする。

●旅行制限

制限はない。ただし、軍事施設など立ち入り禁止区域にはその旨表示してあるので、立ち入らないこと。

●写真撮影の制限

制限はない。ただし、一般公開されている建築物内でも写真撮影が禁止されているところがあるので注意すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

最近、ヘロイン、マリファナ(大麻)、コカイン、アフェタミン(覚醒剤)、シンナー等の乱用が激増し、社会問題化している。そのため税関および警察が取り締まりを強化するとともに、立法府も麻薬等の事犯を厳罰に処する法律改正を行っている。

たとえば、麻薬等の密輸入については懲役刑の上限を14年から無期に引き上げ、麻薬等の密輸入あるいは譲渡目的所持等の罪により有罪となった者が、麻薬等の取り引きにより経済的利益を得ていたと認められる場合には、その全利益を没収できる法律がある。また、シンナー等の譲受人が吸引することの事情を知り得べき状態にありながら譲渡することを処罰する法律もある。このように麻薬等関連事案については、国をあげて厳しい取り締まりおよび処罰を断行している。

●不法就労

観光、語学研修などの目的で入国した場合、通常、入国の日などとともに就労禁止などの条件がスタンプされる。

入国管理当局、警察は定期的に取り締まりを実施しており、たとえアルバイトであっても無許可で就労すると、逮捕され、状況によっては裁判で罰せられたうえ、強制送還の手続きがとられる。

労働許可には、雇用者・被雇用者の双方に対して厳しい条件が規定されており、双方の条件が満たされなければ許可されない。

●治安維持

過去におけるテロ事件のほとんどは北アイルランドで発生していたが、近年ロンドン市内中心部でも大規模な爆弾事件を起こしており、警察等取り締まり当局はテロリズム防止に必死の努力をしている。

旅行者としてもイギリスへの出入国の際や滞在中、いたずらに不審な行動を取ることに

より、当局の疑いを招くことのないよう十分注意しなければならない。特に警察が立ち入り禁止のテープを張るなどして緊急警戒中である場合には、警察官の指示に従うこと。

●その他特殊取締

イギリスでは男性が路上等で女性に対してしつこくつきまったり、追い回したりする行為を処罰する法律がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

イギリスの宗教は、ヘンリー8世が王妃離婚にからんで、ローマから分離し「国王至上法」の公布(1534年)によって英国国教(アングリカンチャーチ)を築き、それ以来国王が英国国教の最高権威者を務めている。国民の約半数が英国国教に所属していると思われるが、ローマカトリック、メソジスト、バプティストなど他の宗派も依然として健在である。

イギリスでの礼儀は日本の礼儀と似たところもある。ボーイスカウト、ガールスカウトの発祥の地であり、基本的には他人への思いやりを第一として行動すればよい。

高級レストランは別として一般のレストランでは、さほど作法、服装について気を遣うことはないが、音をたてて食べると嫌われるので注意したい。また、子供は入れないレストランもあるので注意が必要。

イギリスのバブは酒を飲める時間が決まっている。ロンドン圏内の場合は、平日は午前11時から午後11時、日曜は午後0時から午後3時と午後7時から午後10時30分、と定められており、これに違反すると飲んでる人も店側も処罰される。

安全のためのひとくちアドバイス

イギリスを旅行するときはバッグ等の所持品から絶対目を離さないように、特に国鉄・地下鉄駅構内、商店、デパート、レストランなどでは一瞬にしてバッグを置き引きされることがあるので、油断をしないよう心がけること。また、ホテルの部屋に貴重品を残して外出することは絶対に避け、ホテルのセーフティ・ボックスに預けること。他の所持品はトランク等に収納し、戸締まりを厳重にして施錠を確認し、犯罪の被害にあわないよう特に注意すること。

なお、歓楽街であるSOHO地区等で法外な料金を請求するバーなどがあるので、注意する必要がある。

健康上の留意事項

イギリスは北海道より北に位置するが(樺太ぐらいの位置、北緯50度から60度まで)、メキシコ湾流の影響で気候は比較的温暖である。

夏は3月末頃から10月末頃までは夏時間(1時間進む)の実施で日が長くなり、冬は逆に午後3時ぐらいで暗くなる。年間を通しての日照時間が短いので、長期滞在者はなるべく太陽に当たるよう心がけることが必要。また1日に四季があると言われるぐらい、天気が変わりやすく、夏でも肌寒いときがあるので、夏のイギリスへの旅行でも必ずセーターなどを持参するほうがよい。

緊急時の連絡先

(緊急電話) Tel.999

イギリス国内で警察・救急車・火事の際の緊急の電話番号は、いずれの場合でも999(ナイン・ナイン・ナイン)である。999をかけると(公衆電話からでもOKで、コインは不要)、交換台が出て“Which service do you require?”と尋ねられるので、警察なら“Police, please”(ポリス・プリーズ)、救急車なら“Ambulance, please”(アンビュランス・プリーズ)、火事なら“Fire service, please”(ファイアーサービス・プリーズ)、とえば、それぞれの部署につないでくれる。電話番号・住所・氏名(救急車の場合は年齢も)・状態を尋ねられるのでゆっくり話すこと。

緊急時の言葉

「警察」 = ポリス
「警察官」 = ポリスマン
「パトカー」 = ポリス・カー
「泥棒」 = シーフ
「救急車」 = アンビュランス
「消防」 = ファイアーブリゲード

在外公館アドレス

●大使館

在連合王国大使館

Embassy of Japan, 101-104, Piccadilly, London, W1V 9FN U.K.
Tel.465-6500

●総領事館

在ロンドン総領事館

Consulate-General of Japan
住所・電話番号は大使館と同じ

在エジンバラ総領事館

Consulate-General of Japan, 2 Melville Crescent, Edinburgh, EH3 7HW
U.K.
Tel.225-4777

KAN00010 ●ロンドン「防犯の手引き」

海外邦人安全対策
(治安・防犯の手引き)

平成4年10月
在ロンドン日本国総領事館

はじめに

当英国内、特にロンドン市中心部の治安は比較的良好と言われておりますが、1990年の犯罪統計によれば対前年比で17パーセント増加し、事件として届出があっただけでもイングランドとウェールズにおいて同年中合計で約4,453,600件発生しております。

また、最近の経済的不況を反映して、失業率も増大しており、犯罪発生率も増加の傾向にあります。

更に最近では、観光・出張等の目的で当地を訪れる邦人も年々増えておりますが(1991年の日本人入国者は約601,000人)、これらの短期滞在者の他、当地での生活に慣れている長期滞在者でさえ窃盗、空き巣等の犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。被害状況は悪質な手口は別としても比較的類型化されており、日頃から注意して対策を考えておかれますと、かなり予防し得るものと思われます。

いずれにしても当局の防犯対策のみに依存することは困難であり、第一義的には個人個人の自衛、防御に頼るほか方法のないのが現実です。本手引きでは特に邦人の方々被害者となりやすい犯罪について防犯上の一般的な心構えと対策を記し、ご参考に供したいと思ひます。

在ロンドン日本国総領事館

1. 英国での犯罪発生状況

(1) 1990年中における犯罪発生件数は約4,543,600件で1981年から1989年の間の年平均犯罪増加率は5%であったが、1990年は17%との増加となっている。

(2) 1989年中における犯罪のうち主なものは次の通りであるが、傾向としては強盗が約5パーセント減少している一方、傷害が約12パーセント増、わいせつ罪が約6パーセントの増となっている他、住居侵入・窃盗が6～9パーセント減少している。

窃盗及び盗品売買	2,374,400件
住居侵入及び窃盗	1,006,800件
器物損壊	733,400件
傷害	184,700件
詐欺	147,900件
強盗	36,200件
わいせつ	29,000件
その他	31,100件

2. 一般犯罪に対する対策

(1) 窃盗(スリ、置引)

英政府統計によると1991年中に当国に入国した日本人観光客は約343,000人となっている。また、1992年中に旅券がらみの窃盗の被害に遭い、当館に届け出があつた数は350件にも及んでおり、主として次の点に注意することが必要と思われる。

○空港内においても被害が発生していることから、ソファアに座っている時とか両替時等

- にはハンドバッグ等を身体から離さず、荷物も身近に置くこと。
- ホテルでのチェックイン、チェックアウト時には荷物を床に置きっぱなしにせず、荷物も身近に置きながら手続すること。
- レストランでの食事の際にもハンドバッグ等を置いたままで、席を離れないこと。
- ズボンの尻ポケットに財布を入れ露出させないこと。
- 肩掛け式のハンドバッグでも常時正面に位置するようにして持ち歩くこと（デパート、地下鉄の中でも同じ）。
- 現金とパスポートは内ポケットに、しかも分散して携行すること。
- デパートとか、みやげ品店で買物する時、或いは観光先で写真を撮る時でも荷物は置きっぱなしにせず、いつでも必ず身に付けておくこと。
- タクシーを降りる際は、必ず座席にバック等の置き忘れがないかどうか確認すること。
- デパートに入店する際とか、地下鉄に乗車する際には、人込みに混じって入らないこと。
- 地下鉄の中でも人込みは避け、空いている場所を利用すること。
- 英語で話しかけられても理解出来ない場合は、「ノー」とはっきり言うこと。
- ペラペラと外国人に話しかけられ、まごついている隙に、もう一人が抜き取るケースがあるので注意を怠らないこと。

(2) 路上強奪（ひったくり）

いわゆるひったくりには最近警察も関心を寄せており、広告、パンフレット、ポスター等により広報を重ねているが、これを防ぐためには、ハンドバッグ等は常時正面に位置させ手を添えながら持ち歩くようにすることとか、有名ブランドのバックは狙われる可能性も高い（バッグより中身が狙われる）ので、持ち歩く際には充分気を付けること等が必要です。

(3) 空き巣及び自動車関連の窃盗について

当地では、空き巣狙い及び自動車関連の窃盗が多く、1990年中で、空き巣狙いの窃盗が1,006,80件（対前年比22%増）、自動車関連の窃盗が1,267,300件（対前年比24%増）と激増しており、しっかりとした防犯対策が望まれる。最も重要なことは、留守である兆候（例えば、車がないときは外出中、電気が消えているときは、休暇中など）を画一化させないこと。

- 長期間旅行する際には、できるだけ親しい友人、知人に家の見回りを依頼しておくこと。
- 警察署等公的機関が関与している盗難監視隣組組織（NEIGHBORHOOD WATCHING SYSTEM）があれば加入しておくこと。
- 盗難警報装置（アラーム）を設置し、外出時には必ずセットしておくこと。
- 日常の行動を一定化しない様に心掛けること。
- 長期間旅行する際とか、夜間外出する際には完全に消灯しないこと。
- 長期間留守にする際には、新聞受けに新聞や郵便物がたまらない様にしておくこと。
- 家の玄関の施錠は二重にすること。
- 一度盗難にあった場合には、再度狙われやすいので特に警戒すること。
- 家財保険には必ず加入しておくこと。

(4) 自動車関連の窃盗

自動車の盗難及び自動車内からの盗難も多いのでいつも注意を欠かさないことが必要です。

- できるだけ自動車用盗難警報装置（アラーム）を設置すること。
- 人目につきにくい場所には駐車しないこと。
- 夜間の路上駐車はできるだけ避けること。

○料金制の駐車場であっても終夜駐車することは避けること。また、出来るだけ駐車場の管理人の目が届く場所に駐車すること。

○短時間の駐車でもドアのロックを忘れないこと。

○駐車中の車の中に荷物を放置しておかないこと。

○盗難をカバーする保険に加入しておくこと。

(5) 麻薬、覚醒剤等薬物関連犯罪

英国内とりわけロンドン市内では最近、コカイン、ヘロイン、クラック、LSD、MDMA (通称 Ecstasy) 等の薬物常用車が多くなってきており、警察側では麻薬捜査本部を設置するなど検挙に力を入れている。また、検挙された場合には刑罰も厳しい。

(6) エイズ

英国保健省の調査によると1992年12月末現在のエイズ患者は 6,929人、保菌者は19,065人とされている。また、エイズ患者のうち 5,912人は性交感染が原因とされている。

(7) テロリズム

1992年、IRA及びローヤリスト過激派のテロが、881件発生しており、死者91名、負傷者1,309名となっています。

従来は、北アイルランドを中心に行われていましたが、近年は、英本土においても、軍・警察施設のみならず、地下鉄、デパート、ホテル、パブ、マーケット等を爆破するなど市民生活の混乱を狙った無差別テロ活動が頻繁に起こっています。

従って、直接爆弾テロの標的にされなくても、爆弾事件の巻き添えになる恐れがあることを認識し、人が集まる場所で行動する場合は充分注意が必要です。

特に、IRAは通常爆弾予告を行います。この場合、警察は、予告された地域をテープで指示し立ち入り禁止区域としますので、これを承知したならば、警察の指示に従うとともに、当該地域から速やかに努めて遠くへ避難することが大切です。

又、不審車両や路傍、便所、ゴミ入れに置かれた所有者のないバック等の不審物を発見した場合、これに触れることなく遠ざかり、速やかに警察に連絡することが大切です。

また、自動車を運転する際に車両の下部を含め、自動車周辺に不審な物がないかどうか点検することも重要。

(8) 女性に対する性犯罪

1985～1990年の間の婦女暴行事件の年平均増加率が16%で1990年は18,700件発生している。最近では地下鉄車内での婦女暴行事件も発生しており、女性の夜間外出、夜間の地下鉄利用はなるべく避けた方が無難です。

(9) 誘拐

当国では過去、邦人に絡む誘拐事件は把握されていないが、近年わが国のプレゼンスが高まるにつれ、海外に居住する邦人に対し常時この種犯罪の発生が懸念されるところ、参考までに日常心掛けておいた方が良いと思われる注意事項を挙げると次のような点が考えられます。

○家の中から外部の様子を伺い、一見何でもないが毎日起きていることとは違う事柄がないかどうか注意する習慣をつけること。

○周囲に不審人物がいないかどうか、又、不審車両がないかどうか注意すること。

○自分で運転しているときはもちろんのこと、運転手付きの場合であっても周囲の状況に注意を払う習慣をつけること。

○不審車両を発見したら一旦停車するか、又は、徐行する等して確認すること。

○毎日決まった時間(経路)の出勤、帰宅、外出等は好材料となるので時々変更すること

- 電話番号、自宅の住所は余り他人に知られないよう心掛けること。
- 子供のみでは通学させないこと。
- 子供のみでは外で遊ばせないこと、又、買物にもやらないこと。
- 車両を駐車する際、子供のみ車内に取り残さないこと。

(10) その他

ロンドン市内の繁華街（特にソーホー地区）のキャバレー、バーにおいては、法外な料金を請求される例が見受けられますので、必ず、飲物及びホステスが席に付いた場合の値段を事前に確認することが、支払の際にトラブルを起こさないために肝要です。

尚、当国においては、下記の資料が犯罪から身を守るためのハンドブックとして、当国内務省より、作成・配布されています。これらの資料は、最寄りの警察署又は公共図書館にて入手可能ですから、御一読されることをお勧めします。

- ・ Practical Ways To Crack Crime (The Handbook 又は The Family Guide)
- ・ Don't Give Crime An Open Invitation ; The Family Guide (スコットランドのみ)
- ・ Your Car Is At Risk

3. 緊急連絡先

(1) 何か緊急事態が発生した場合、隣人等近くの人に助けを求めることは当然のことですが、警察、救急車、消防車等を緊急に呼ぶ場合の電話番号は、

999 (ナイン、ナイン、ナイン)

です。999は公衆電話からもかけられコインは要りません。

(2) 在外公館アドレス

在連合王国日本国大使館 (在ロンドン日本国総領事館)

Embassy of Japan (Consulate General of Japan at London)

101-104 Piccadilly, London, W1V 9FN

電話 071-465-6500

在エジンバラ日本国総領事館

Consulate General of Japan at Edinburgh

2 Melville Crescent, Edinburgh EH3 7HW

電話 031-225-4777

KAN00010 ロシア【安全の基礎】

ロシア連邦

Russian Federation

1994年1月15日現在、ロシア連邦には注意喚起が発出されている。なお、ロシア連邦を含むC I S諸国12カ国のうち、アゼルバイジャンおよびグルジアには渡航自粛勧告が、その他の10カ国には注意喚起が発出されている。ロシア連邦内のモスクワ、サンクト・ペテルブルク等の都市、その他のC I S諸国の一部においては政治情勢の悪化に伴い治安が悪化しているので渡航に際しては大使館または旅行社等に照会し、詳細の情報を把握するのが望ましい。

(注) C I S (Commonwealth of Independent States) は、独立国家共同体といい、1991年末のソ連邦崩壊後に成立し、「独立国家共同体(C I S)創設に関する協定」に加盟している国々を指す。現在C I Sの加盟国は、ロシア連邦、ベラルーシ共和国、ウクライナ、モルドバ共和国、アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、キルギス共和国、グルジア共和国の12カ国。

出入国時の留意事項

●査証

ロシア連邦に入国する際には査証が必要。査証手続は在日ロシア連邦大使館もしくは在札幌、在大阪ロシア連邦総領事館に申請しなければならない。

入国後、滞在期間を延長することは原則的にできないため、あらかじめ日程を確定して申請し、査証取得の際には申請内容と同一の査証が発給されているか否か確認する。特に、訪問地(都市等)がすべて明記されているか確認すること。

また、観光および短期の滞在の場合は出入国が明記された査証が発給されるが、入国査証だけの場合は、入国後に出国査証を取得しなければならない。出国査証の取得および査証内容の変更は、受け入れ機関(観光の場合はインツーリスト、長期商用の場合は外国貿易省等)を通じて申請する。

通過査証は原則として、宿泊手配の有無にかかわらず発給されるため、宿泊を希望するものは、必ずしるべき別の査証を取得する必要がある。列車で旧ソ連邦を通過する際、乗り継ぎの列車の切符を有していなかったりオープン切符である場合、(特にモスクワでの)乗り継ぎがうまくいかずトラブルの原因となる。一般に旧ソ連邦内での近日切符の購入等は困難であり、長期滞在または航空機への切り替えを余儀なくされるとともに、滞在許可の取得が必要になる。さらに、ホテル確保は非常に困難である。必ずコンファームされた切符を取得しておくとともに、時間的余裕のある計画を立てる必要がある。

旅行の手続きは、観光および短期の商用の場合は日本の旅行会社を經由してインツーリスト、長期商用の場合はロシア連邦通商代表部を通じて行う。

なお、他のC I S諸国の査証についてはおおむね次頁のとおりであるが、逐次変更があると予想されるので、あらかじめ在日ロシア連邦大使館等に照会することが必要。

●出入国審査

出入国審査は長時間待たされることがある。審査官は英語をあまり解さないうえに、旅券、査証、人物等の審査が慎重に行われる。有効な査証を所持している限り問題なく出入国できるが、査証の不備のため無査証入国者扱いで空港内のホテルに収容されるケースもある。

モスクワでは特に、航空機の遅延、アエロフロート航空のオーバーブッキング等で空港での乗り継ぎがうまくいかないことがあり、その際は次の空席便の間1~3泊、無査証者用のホテルで待たされることになる。このホテルでは、無査証者は外出できず、国際電話も取り次いでくれず、言葉の点でもたいへん不自由することになる。乗り継ぎに際しては時間的に余裕のある便を選ぶことが肝要である。また、入国に際してサンクト・ペテルブル

クを経由する場合はブルコヴォ国際空港で出入国審査および税関審査を受ける。

●外貨申告

入国時には特に指示がないが、必ず税関で持ち込み外貨、トラベラーズ・チェック、小切手と荷物（個数と貴金属、武器等の有無）を申告する。法律により外貨の無申告持ち出し、持ち込みを厳禁しているため正確に記入すること。

虚偽の申告をし、係官から現物の提示（または検査）を求められた際、申告外の外貨、貴金属が発見された場合は没収される。

申告書は係官が検印スタンプを押した後で申告者に返却するので、出国するまで決して紛失しないよう大切に保管する必要がある。紛失すると出国の際、所持金は不正持ち込みとして扱われ没収される。また、入国時に外貨からルーブルへ交換する際、および出国時に残ったルーブルを外貨へ再交換する際には、同申告書および銀行両替証明書が必要（万一紛失した場合には、必ず紛失証明書（スプラーフカ）を最寄りの警察署で取得しておくこと）。

出国時には入国の際と同様の申告書を税関に提出するが、これは外貨（および他の物品）の持ち出し申告で、当然入国時の申告額から使用した金額を差し引いたものを申告する。ただし、長期滞在者で銀行口座を持つ場合、銀行での外貨引出証明書を提示すれば、その金額については持ち出しは可能である。

税関に対しては、出国時の申告書に入国時に受領した申告書を添えて係官に提出することとなる。

西欧諸国からのルーブル紙幣の持ち込み、持ち出しを禁止しているため要注意。

●通関

税関検査は近年簡素化されつつあるようにも見受けられるが、依然厳しく、旅行カバン等を開けて厳しく調べられることもあるので、税関申告書には所持品を正確に記入する。持ち込み禁止品は、武器、弾薬類、麻薬・覚醒剤等、ルーブル、無効となった紙幣と有価証券、ポルノ写真（雑誌）、そのほか当局が政治的・経済的に有害と見なす印刷物、原稿、写真、レコード、絵画、テープ、切手、製図等および動植物。

動物性未加工食品も税関検査の対象となる。貴金属は、出入国の際のトラブルを避けるため、身に付けているものをひとつ残らず申告する必要がある。

持ち出し禁止品はルーブル、骨董品、芸術品（古書、絵画等）等。キャビアについてはベリョースカ（外貨ショップ）で購入したもので、領収書および持出証明書のあるものは問題ないが、それ以外の場合はトラブルが生じる可能性が大きい。芸術品等の持ち出しの際には、文化省、国立図書館等の定める複雑な規則に従うことになるので、購入の際に問い合わせしておくことよい。

購入したものの、貴金属類は封を解かず、出国時に領収証をいつでも提示できるようにしておくことよい。

現代絵画を購入する場合、最近購入時にすぐ持ち出し許可証を作成してくれるところが増えているので、購入時に店に照会するとよい。

滞在時の留意事項

●滞在届

到着後72時間以内に、査証に指示された地点に旅券の登録をしなければならない。観光の場合はホテル、長期商用の場合はそれぞれの受け入れ機関を通じて行う。

旅行者の場合はホテルにチェックインする際、旅券はいったんホテルに預けホテル側が登録を行っている。

旅券は翌日、パスポートデスク（多くの場合サービスビューロー内）から返却されるが、自分で受け取りに向かないと返却しないので、必ず忘れずに受領することが必要。

●旅行制限

短期旅行者の場合、査証に指示された都市以外を訪れ滞在することは基本的にはできないが、他の都市への旅行については、観光であればインツアーリスト等の旅行取り扱い企業、商用の場合はそれぞれの受け入れ機関へ旅行申請を行うことにより可能となる。

許可が得られない場合、一般旅行者に対しては列車等による通過が認められているだけで、途中下車や沿線の町への旅行等の自由行動は認められていない。

●写真撮影の制限

写真撮影に関する新しい解釈はなされておらず、現時点では今までの解釈を継続することが無難である。

(撮影禁止)

- ・国境地帯の幅25キロ以内の地域
- ・すべての種類の軍事施設および兵器
- ・すべての軍事目的物、施設および燃料貯蔵所
- ・港湾、水力発電施設、鉄道分岐点、トンネル、鉄橋、陸橋
- ・工業施設、科学研究機関、設計事務所、実験室、放送塔、放送局、電話電信局
- ・工業都市の遠景（航空機から、ならびに地上からの撮影およびスケッチ）

(撮影に許可を要するもの)

民需用工業施設、国营農場、集団農場、機械・トラクター・サービスステーション、駅、空港、河川港、官庁建物、教育機関およびその他の公共機関においては、ケースバイケースで各施設・機関の管理部門の許可を得て写真撮影およびスケッチを行うことができる。

(撮影が自由なもの)

外国人が旅行を禁止された場所、地点を除く、すべての記念建築物、文化建築物、医療施設、教育施設、劇場、博物館、文化・休息公園、競技場、通りおよび広場、住宅。撮影が禁止されている建築物、施設を背景としない景色、風景の写真撮影およびスケッチ。

(その他)

モスクワ等の大都市では観光名所などには通常、撮影禁止区域はないが、軍人、警官、買物行列等に対してはカメラを向けないほうが無難。フィルムを没収されることもあるので要注意。

以上は一応の目安であり、最近では官憲のコントロールがルーズになっている面もあるが、それが逆に思わぬ事態になることも考えられる。トラブルに巻き込まれないためには撮影およびスケッチ前に確認すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

近年まで麻薬の問題は存在しないことになっていたが、隠れたルートを通じてかなり出回っているようである。

麻薬の持ち込みについては非常に厳しい審査が行われ、持ち込みが発覚した際には厳しく責任を追及され、厳罰に処される。

●不法就労

ロシアとの契約による設備、機械等の設置に従事する技師、ロシアから招待されて来訪する大学教授、外国向けラジオ放送のアナウンサー等の例外を除き、労働に従事することは許されていない。

●治安維持

ソ連邦の崩壊に伴い、国家情勢の不安定、経済、社会状況の混乱のなかで、治安も悪化傾向にあり、特に諸物価の超值上がりにもより、金品強奪目的で都市部および外国人を対象とした犯罪が増加している。特に盗難事故・犯罪には注意を要する。また、浮浪者風の集団に取り囲まれ、ひたたくりに遭うケースが最近多くなっているため特に注意する。

●その他特殊取締

路上、ホテル内等で英語で話しかけてくる者のなかには、キャビアの販売、外貨のヤミ交換等を求める者もあり、相手にしないほうが賢明である。

飲酒運転の取り締まりは厳しい。

外国人の宿泊するホテルでは、いかがわしい行為を目的とした女性も見かけられるが、性病（エイズ等）の感染のおそれもあるので、そういう人たちとの接触も厳に慎むべきである。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

旅行者に対しては概して親切であるが、誇り高い民族でもあり相手を侮辱するような言動は控えるべきである。

社会機構は日本と著しく異なっているため、戸惑う場合が多い。

日本での日常生活でサービス慣れしている日本人は、当初は何かと腹立たしく苦痛であるが、「郷に入っては郷に従え」のとえのとおり、モスクワのテンポに合わせて十分なゆとりをもって行動することを勧める。

地下鉄の中で女性、老人に対して席を譲るといった習慣は、日本よりもはるかに根づいている。また、劇場、レストラン等で正装するといった習慣は特にない。

安全のためのひとくちアドバイス

治安状況は、ソ連邦の崩壊に伴い、国家情勢の不安定、経済、社会状況の混乱のなかで悪化傾向にあり、特に諸物価の超値上がりにもより、最近では日本人旅行者が恐喝、ひったくり等の犯罪に巻き込まれるケースが非常に多い。特に夜間の女性の一人歩き等は慎むべきである。地下鉄、トロリーバス、バス等でスリの被害が出ているので、手荷物、部屋の鍵等の管理は当然必要。ホテルに貴重品を残すことのないよう十分注意すること。

また、外国人に近づきヤミ取引をしようとする者が多く見られるが、こうした違法行為には絶対応じないようにするのが賢明である。

健康上の留意事項

地方病的な特殊な病気は都市部にはほとんどない。冬期は気温の変動が大きいので鼻咽喉部の異常をきたしやすく、また外出の際に帽子を着用しないと冷気で頭痛をおこしやすい。5～6月頃には花粉が舞い、アレルギー性鼻炎、結膜炎が多発する。

近年ジフテリア等の伝染病の流行が報じられており、旅行前に確認する必要がある。予防接種を受けて行くことが望ましい。

モスクワの水道水は大陸性河川を利用しているため、色度、有機物、弗素、総硬度等が若干高値であるが、大腸菌群などは検出されていない。しかし生水のまま飲用するのは慎むべきであり、ミネラル・ウォーターを利用することを勧める。なお、飲料する場合5分以上の煮沸が望ましい。サンクト・ペテルブルク、ハバロフスク、ナホトカなどモスクワ以外の地域における水道水は硬度、混濁などが強く、飲料には適さない。

レストランなどに出される食事は脂肪分に富む料理が多く、消化不良や下痢を起こしやすい。日本から出国前に、胆嚢を含めた健康チェックを受けておいたほうがよい。いったん病気に罹患した場合、ホテルなどでは電話をすればホテル付きの医師が往診し、救急車もすぐに来てくれるなど救急体制は整っている。しかし日本で受ける医療と同等のものを期待することはできない。

薬の入手は医師の処方箋がないと難しく、また品不足のため処方どおり入手できるとは限らないので、風邪薬、胃腸薬、下痢止めなどの常備薬を持参すべきである。

日本大使館には医務官がいて、必要により相談に応じている（Tel.202-3853）。

●サンクト・ペテルブルク

特に風土病のようなものはないが、冬季には流感が毎年流行する。飲料水についても水

道の水は直接飲まず、水道水を煮沸するかミネラル・ウォーターを利用するほうがよい。

緊急時の連絡先

共 通

〈火災〉 Tel.01

〈警察〉 Tel.02

〈救急車〉 Tel.03

〈電話番号問い合わせ〉 Tel.09

●モスクワ「防犯の手引き」
モスクワ在留邦人の安全マニュアル（防犯の手引き）
1994年10月
在ロシア日本国大使館

目次

はじめに

1. 一般留意点
2. 緊急事態（騒乱、大事件、大事故等）
3. 緊急連絡網
4. テロ・誘拐
5. 一般犯罪
6. 交通事故
7. 逮捕、拘禁された場合
8. 防災
9. 病気（含病院リスト）
10. 緊急連絡先一覧

〔はじめに〕

最近のモスクワは、超インフレ傾向にあり、それに伴い、当地の治安が悪化しています。邦人も含め特に外国人等が狙われ、金品強奪を目的とした被害に会うケースが多発している現状です。C I S各共和国間の一部では民族紛争が絶えず地方都市へ旅行される方は特に現地の情報をインツアーリストや大使館等で詳細に知っておく必要があります。

我々自身、外国において安全に暮らしていくためにはどのような点に気をつける必要があるか、また万一何らかの事態に出会った場合どう対処すべきか、ということを常に考えておく必要があります。

当館では、安全に対する心構えと対策について、モスクワ在留邦人の皆様への御参考までに本マニュアルを作製しました。

1. 一般的留意事項

(1) 各会社・各家庭の安全対策

各会社においては、各々に合った危機管理体制（現地での行動指針、健康管理、警備体制、防犯対策、緊急事態対策等）を整えておく必要があります。各家庭においても、病気対策、防犯対策等々日頃から安全への注意を払い、十分な備えをしておきましょう。

また、二重ドアにするなどし、ブザーがなくても直ぐ開けず、必ず確認することが重要です。確認を怠ったため思わぬ被害に会ったケースがあります。

(2) 情報の収集

いざという時頼みの綱となるのが国際放送。特に、ラジオ・ジャパンが貴重な情報源になるので短波ラジオは必需品です。

(3) 在留届の提出

大使館が必要な時に緊急連絡を行えるよう、モスクワに転入した時は必ず直ちに「在留届け」を大使館領事部へ提出してください。また、住所を変更する時及びモスクワから転出する時は一言その旨お知らせください。

2. 緊急事態（騒乱、大事件、大事故等）

〔騒乱が発生した場合の対処マニュアル例〕

(1) 大使館における措置

- 1) 事実確認、外務本省へ緊急連絡
- 2) 在留邦人へ緊急連絡、安否確認
- 3) 必要に応じ大使館内に対策本部設置（連絡体制、人員確保）
- 4) 外務本省、在留邦人代表と対策協議

- 5) 在留邦人へ逐次連絡（情報提供、注意喚起、外出自粛指示等）
- 6) ロシア側当局へ邦人の安全確保等を申入れ
- 7) 米国大使館等在モスクワ各国大使館との情報交換
- 8) 必要に応じ可能な範囲で非常用物資空輸、救援手段確保を依頼
- 9) 在留邦人の空港への移動等を援助

(2) 各企業等における措置

- 1) 事態の把握
- 2) 本社及び大使館と緊密に連絡（社員・家族の安否報告等）
- 3) 必要なものを確保（ガソリン、水、食料、医療品、外貨等）
- 4) ロシア国内の地方（また、CIS各共和国）にいる駐在員・出張者へ連絡、指示
- 5) 不要不急の人と財産を本邦または近隣国へ移動することを検討
- 6) 退避手段等の確保（航空券、出国VISA等）
- 7) 後始末（書類等の処分、事務所の管理依頼等）、社員退避

(3) 各個人の行動

- 1) 普段から10日分位の食料等を備蓄（当地では殆どの人が保有）
- 2) 騒乱発生後、所属先と連絡を取り、緊急連絡を待って自宅待機
- 3) 家族の旅券、身の回り品等を纏め（一人スーツケース1コ）、退避準備

3. 緊急連絡網

緊急連絡は、便宜的に日本人会電話連絡網を使用し、日本人会に加入されていない方へは必要に応じ大使館より連絡します（そのためにも「在留届」の提出は不可欠です）。

（点線枠内は日本人会電話連絡網）

日本人会

水曜日（企業）連絡網

報道連絡網

大使館連絡網

日本人学校教員連絡網

その他の会員連絡網

（以上以外の法人個人）

（緊急時連絡）

大使館

日本人会に加入していない在留邦人（上記連絡網の中に入っている者を除く。）

邦人短期滞在者（旅行者等）

4. テロ・誘拐

(1) これまで邦人が関係するようなテロ・誘拐事件がロシア及びCIS各共和国で起こった例は幸いありませんでしたが、最近ユージノ・サハリンスクでは邦人が殺害され、ウラジオストックではニュー・ジーランド人の殺害事件、サンクト・ペテルブルグでは誘拐された米国人が死体で発見されるなど、外国人に対する凶悪犯罪も増加の傾向にあります。緊急事件発生時には危機を最小限に抑えるため適切な初期対応が重要ですので、事件が発生した場所の対応の方法等を一度は考えておくべきです（事件発生時の連絡先、対策本部の設置、本社との通信手段の確保、対外応答、犯人との対応等）。

(2) テロ

海外で邦人が犠牲者となったテロ事件としては、ハイジャックや飛行機爆破等の航空テロ、及び無差別爆弾・乱射テロ等があります。

ロシアでは、モスクワにおいて、ロシア側治安当局に対し、地下鉄やホテルに爆弾を仕掛けるという脅迫事件がありました。更に現在においても、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア他いくつかの地域で民族紛争が続いていますが、このような紛争に関連して

、今後モスクワにおいても関係官庁、公共施設等に対するテロ的行動が行われることは排除できません。

紛争地域へ近寄らないようにするとともに、日頃から一般的注意を怠らないことが肝要です。

(3) 誘拐

中南米、中近東、アジア等の地域では、政治目的や金銭目的の誘拐事件が数多く発生しています。

ロシアにおいては、最近凶悪犯罪が急増している状況から、一人の外出はできるだけ避けるようにする等注意する必要があります。

5. 一般犯罪

(1) 94年1月のロシア内務省発表によると、93年中のロシア連邦の犯罪件数は280万件弱(92年の交通業過を除く日本の刑法犯総数は174万件)にのぼり、人口10万人当りの犯罪件数(犯罪率)は、約1880件となっています(91年中の日本の犯罪率は約1380件)。ここ数年間、ロシアの犯罪件数は毎年20%以上増加しており、総件数の7割を窃盗、詐欺等の財産犯が占めています(日本では約9割)。

93年中のロシアでは、殺人事件が2万9千件強(対前年比27%増:92年中の日本は約1100件)発生したとされ、そのうち銃火器が使用された事案は約2万件(92年の日本:66件)に上っています。傷害事件は、昨年比24%増、暴行事件は32%増加しています。

ロシアの犯罪専門家は、これら強行犯事件の増加の原因について、危険な武器や設備を持つ犯罪組織の活発化のほか、近年、何度も犯罪を犯して服役したことのある受刑者が数多く釈放されてきたことを重視しています。

内務省の発表では近年で最も犯罪が少なかったのは1987年の120万件だとのことですが、当時刑務所で服役していた者の数は、現在の40万人の2倍の80万人とされています。ロシア警察当局は、裁判所の寛大な措置が犯罪情勢に悪影響を与えているとしています。

ロシア内務省の統計によると、93年中のロシアでは、殺人の7割ないし8割が解決(91年の日本:96%)されており、国際的にみて高い水準であるとする一方、強盗の3分の1、暴行の半数が未解決であることを認めています。

また、昨年10月のモスクワ騒乱事件の際には、反政府派が持ち出した数千丁ともいわれる未確認の銃砲類があるとの情報もあり、これまで言われていた軍関係の銃砲流出などともあわせ、今後一層銃器犯罪が増加するおそれがあります。

また、最近のタス報道によると、ロシア国民の間の収入格差が急速に広がっており、このことから、経済的に追いつめられて窃盗、強盗、詐欺などの犯罪がますます増加する懸念があります。

警察などの治安機関は、モスクワ騒乱後2週間続いた非常事態宣言の期間中は、銃器の摘発やコーカサス系外国人の追放などの成果を上げましたが、在留邦人に対する犯罪発生状況の推移をみると、その期間の後のモスクワは、元のように治安の悪い状態に戻っているようにも感じられます。

(2) 在留邦人に対する犯罪

その殆どが、アパート・車・携行鞆等に対する窃盗犯罪で、なぐる、けるの暴行を加えられ金品を強奪されるケースが増えてきました。

空巣や強盗対策として、アパートの入口・窓の防犯体制を強化すると共に、旅行等留守中に貴重品等を置いていかないことが大事です。

駐車中の車からワイパー、サイドミラー、オーディオ装置等の部品を盗まれることは日常茶飯事で、最近では車ごと盗難にあう事件が多発しています。

また、レストラン、ホテル、空港他各所で、一寸目を離した隙に鞆を盗まれることも多く、旅券と現金を鞆に入れたまま盗まれた例が何件もあります。特に旅券を紛失すると旅券とロシア査証の再発給のために数日間かかります。旅券等貴重品は肌身離さないか安全な場所に保管しましょう。旅券のコピーを持ち歩くのも一方法です。

(3) 被害に会った場合

(イ) 所轄警察署に届け出て、必要に応じ証明書をもらう。

(ロ) 旅券を盗まれた場合は、盗難届出証明書を受けたうえ大使館領事部で再発給の申請をする。

(ハ) クレジットカードを盗まれた場合はすぐ発給元へ電話で届け出る。

(4) 被害状況から注意すべき点

(イ) 華美な服装・装飾品は慎み、目立たない格好を心掛ける。

(ロ) アパートの玄関や出入り口に不審な者がいたら、アパートに近付かない。

(ハ) アパートの玄関は二重の鉄扉にし、頑丈な鍵や警報装置を取り付ける。又、侵入されやすい窓は鉄格子をはめたほうが良い。

(ニ) 玄関のブザーが鳴っても良く知っている人間以外は、絶対にドアを開けない。特に学生寮は要注意。

(ホ) 車の盗難防止に警報装置やハンドル・ロック等を設置する。

(ヘ) タクシーは、白タクを避け、タクシー会社を予約利用する。

(ト) 浮浪者風の人達を見かけたら絶対に近付かず、人込みの中ではスリに用心する。

(チ) 夜間の外出は、できるだけ避け、一人で行動しない。

(リ) 貴重品や金品は、できるだけ携帯せず、保管場所に留意する。

(ヌ) 事故・犯罪発生した時に、すぐ助けを求められるよう緊急連絡電話番号表を作る。

6. 交通事故

(1) 注意事項 (一般的注意のほか)

(イ) 所有車には国営保険会社インゴストラフ等の保険を掛ける。

(ロ) 交通ルール、標識の若干の違い (特に右左折) に注意。

(ハ) 冬季、路面が凍るのでスノウ・スパイク・タイヤを着用する。一般ロシア車はノーマル・タイヤが多いので追突・接触に注意。路面凍結した道路では決してスピードを出さない。過去邦人の車がスリップして樹木等に激突し死亡した事故数例あり。

(ニ) 夜間の照明が暗いので歩行者に注意。

(ホ) 道路の思わぬ所に穴が開いていることがあるので注意。

(ヘ) 実態として車優先社会のため歩行者は右左折車等に注意。

(2) 事故処理

(イ) まず交通警察 (ガイ) を呼ぶ (人身事故のときは救急車も。警察 TEL 02、救急車 TEL 03。通行人等に頼むことも一法。)

(ロ) 目撃者がいれば、氏名・電話・住所を聞いておく。

(ハ) 警官に免許証と車登録証 (チェフ・タロン) を提示し、事故調書を作成する。調書内容がわからない場合は署名せず、追って通訳を同伴して署名する旨告げる。

(ニ) 調書とは別に、自分でも事故の日時・場所、相手の氏名・電話・住所・免許証番号・車番・保険証番号等をメモしておく。

(ホ) 警官から事故証明書 (スプラフカ) 発行の日時、及び警察署の名称・住所・電話を聞き、当日受け取りに行く。

(ヘ) 事故証明書受領後、事故車両と保険証書を伴って、保険会社インゴストラフ等に保険の手続きに行く。

7. 逮捕、拘禁された場合

事件等で逮捕または拘禁された場合、当該官憲に対し、直ちに日本大使館へ通報するよう要請して下さい。

大使館では次のような援護を行います。

1) 所属先、留守宅への連絡

2) 官憲より事情の聴取

3) 本人に面会して希望聴取

4) 被拘禁者の正当な権利の確認

5) 差し入れ、弁護士、保釈金等についての伝達

6) 裁判及び刑の執行についての心得通知

7) 長期服役した場合、定期的に希望聴取

8. 防災

風水害、地震等の自然災害はモスクワでは殆んど見られません。雪も裏日本ほど多くなく、強いて心配されるのは大寒波程度です。防寒具（コート、帽子、マフラー、手袋、ブーツ）が必需品です。

火災は、建物の多くが耐火構造で、中央給湯暖房となっており、台所も電気レンジが多いので、日本に比べると僅少です。

9. 病気

(1) 保健の心得

1) 飲料水

モスクワの水道水は水質基準を満たしていますが、雑物が混在することもあり、飲用には煮沸し沈殿物を除いた方が安全です。

なお、湯管からのお湯は飲食用に適しません。

2) 食料品

食品管理が悪く、鶏・卵へのサルモネラ汚染、果物への殺虫剤付着、コールド・チェーン不備による魚肉の腐敗等が見られますので、食中毒に充分ご注意ください。

3) 定期健康診断

特にモスクワでは病気の早期発見・早期治療が肝要です。

最低年1回、西側に旅行した際または一時帰国の際に、人間ドック等幅広い検査を（できれば歯も）受けることが望めます。

4) 傷病保健への加入

いざという場合、移送の手配と移送費支払いの保証を依頼することができるよう、アシスタンス・サービス (EA, SFA等) の付いている海外障害疾病保険に加入することをお勧めします。

(2) 病気・怪我の処置

ロシアの医療は未だ信頼に乏しいので、重い傷病の場合は可能な限り本邦または先進国で治療を受け、軽い傷病の場合及び移送する時間的・体力的余裕がない場合は当地病院で治療或いは応急処置を受けるということが基本的な考え方になるでしょう。

(3) モスクワにおける外国人対象病院

1) SANA (ロ仏合併総合病院)

住所 15th Parkovaya ul. 2 / 4 (ロシア共和国中央病院内)

電話 464-1254、2563 (一般部)、464-4654 (入院部)

科目 小児科を除く全科 (但し、歯科を除く)。通院、入院とも可。

特色 独自の救急車を所有しているので緊急時に使える。

アシスタンス・サービスを行っているので、ロシア国内の地方で急病になった場合移送手配を依頼できる。

2) ポリクリニカ (ロシアの外交団世話部運営)

住所 4-Dobryninsky Per. 4

電話 237-5933、8338、小児科 237-4004 (往診も可能)、
救急237-5395、3904

科目 歯科、小児科を含む全科。通院治療のみ。

3) ボトキン病院 (外国人病棟を持つロシアの病院)

住所 2-Botkinsky Proyezd 5

電話 受付256-0033、照会255-0015、外国人病棟255-7982

科目 小児科を除く入院専門病院。

4) International Health Care (ロ仏合併クリニック)

住所 Gruzinsky Per. 3, Korpus 2 (第6ポリクリニク内)

電話 253-0703

科目 検査クリニック (Europ Assistanceとの提携)、歯科

5) Swiss Medical Interline (スイスとの合併)

住所 U1.Tverskaya 3-5 (ホテル・インツーリスト内)

電話 203-8631、956-8493

科目 歯科

10. 緊急連絡一覧

日本大使館 代表	291-8500~1 (夜間当直)
同 領事部	202-8303
同 医務官	202-3853
日本人学校	131-8733
日本人会事務所	280-6036
日本航空市内事務所	921-6448、6648、6441
同 空港事務所	578-2972、2948
全日空 市内事務所	253-1547
同 空港事務所	578-2921、5744
アエロフロート本社	245-3877
同 照会 国際線	155-5045 (9時~20時迄)、全空港の照会155-0922
同 予約・販売	238-7786 (UI Dobryninskaya 7)
シェレメーチェヴォ2空港照会	578-9101
同 トランジット・オフィス	578-7875、8117
同 インターリスト・デスク	578-5970 (照会)、5972 (切符)
同 領事駐在所	578-7620、2772
インターリスト本社 照会	203-6962、928-1315、4273
ロシア連邦外務省当直	244-1606、200-3245 (領事局)
火事	01
警察	02
救急車 一般	03 (SANA 464-4654)
ガス	04

(各病院の連絡先は「9. 病気」参照)

KAN00010 ●ウラジオストック「防犯の手引き」
ウラジオストック在留邦人の安全マニュアル

1993年11月

在ウラジオストック日本国総領事館

1 はじめに

現在のロシアは、超インフレ傾向に伴って治安がますます悪化しており、特に極東地域の各都市では増加する外国人を狙った犯罪が急増し、我々自身いつ犯罪や事故に巻き込まれるかもしれません。また、大事件や大事故でなくても、日常生活においては常に病気や交通事故と隣り合わせであり、外国での生活は不安だらけです。本マニュアルは、当地で勤務し生活されている方々をはじめ、当地を訪れる出張者や旅行者の方々に少しでも安心して過ごしていただけるために、安全に対する心構えと対策について必要な注意事項を述べたものです。

2 一般的注意事項

(1) 個人の安全対策

日本では安全がただのように思われているほど治安が良いので我々日本人は特に無防備になりがちですが、外国では危険が当たり前であり自分の身は自分で守るしかないということを自覚し、日頃から家庭や社会における防犯対策を整え、いざという時の安全対策を考えておきましょう。

(2) 情報収集

日常生活における各種情報の入手は極めて大切であり、当領事館をはじめ在留邦人相互に情報を交換し、また現地人の情報にも注意して少しでも早く対処策を講じていくことが必要です。

また、緊急事態には通信事情も悪くなることを考えて、特にラジオ・ジャパンが聞けるように短波ラジオをお持ちになるようおすすめします。

(3) 在留届の提出

在留届は緊急時の連絡等に活用し、また住民票の代わりとして各種手続きに必要なものです。当地に転入されて3カ月以上滞在される方は必ず在留届に記載事項を記入して当館領事部へ提出し、住所等の記載事項変更や転出される時には御一報下さい。

3 緊急事態（騒乱、大事件、大事故等）の対処マニュアル例

(1) 総領事館における措置

- (1) 事実確認、本省へ緊急連絡
- (2) 在留邦人へ緊急連絡、安否確認
- (3) 在留邦人へ逐次情報提供、注意喚起
- (4) ロシア側当局へ邦人の安全確保等申し入れ
- (5) 必要に応じ非常用物資の送付、緊急手段の確保を依頼
- (6) 必要に応じ在留邦人の国外脱出等を援助

(2) 各企業、各個人での措置

- (1) 情報の入手、事態の把握
- (2) 本社、総領事館と緊密に連絡
- (3) 普段から非常用物資を確保～食料、飲料水、医薬品、懐中電灯、ラジオ、外貨等
- (4) 待避手段の確保、待避準備～航空券、貴重品の整理、後始末

4 テロ、誘拐、ハイジャック

これまでロシアにおいて邦人が関係するようなテロ、誘拐、ハイジャック等の事件は発生しておりませんが、民族紛争や凶悪犯罪の急増から今後どのような事件が発生するやもしれません。すでにモスクワ等においても西側公館に対する爆弾脅迫事案も発生しており、日本人を狙った誘拐事件等も他の国では多数発生しています。最近の治安の悪化も考慮して、夜間の単独行動や現金等貴重品の携行は極力避けるようにしましょう。それから、なるべく所在を明らかにして緊急時に連絡のとれる体制を保持するように心がけましょう。

5 一般犯罪

(1) 当地の犯罪情勢

最近ロシア各地で急増している殺人、強盗等の凶悪犯罪から窃盗等の一般犯罪まで経済不安定の情勢から益々治安の悪化が予想されます。特に極東では、多数の組織的犯罪が発生しており外国人が被害者になる事件も後を絶たず、当地ウラジオストクも殺人、暴行事件等が日常茶飯事のように起きています。

これらの犯罪に対する検挙率は思わしくなく、処理能力を超えているのが実情のようです。

(2) 在留邦人に関する犯罪

このところ、極東全体における犯罪の増加とともに、日本人が被害にあった強盗、窃盗事件も急増しており、そのほとんどが観光客を狙った現金、パスポートの盗難です。

今や日本人は金持ちであるという前提から一番被害にあう可能性が高くなっていますので、日頃から自分の身体はもちろん、所有車両や自宅、事務所についても細心の注意が必要です。

(3) 一般的注意事項

(1) 常時所在を明確にしておく

(2) 不用な現金、貴重品等の携行を避ける～若し携行が必要な場合は下着、腹巻等にしまい、レストランで食事中は足下にはさむ等常時管理下に置き目を離さない

(3) パスポートの管理～現金と一緒に下着に密着させておく～通常はパスポートを携行せず、コピーを所持する

(4) 自宅、事務所、車庫の鍵を二重三重にする～長期間留守にする場合は管理を頼む

(5) 警報装置の活用、扉や窓に防犯ブザーを取り付ける

(6) 護身用具、避難ロープ等の準備

(7) 来客は扉を開ける前に相手を確認する～酔っ払いや強盗に注意

(8) 金目のものは外から見えないようにする～泥棒に狙われやすい

(9) 車内に貴重品を置いたまま駐車しない～長時間駐車は禁物

(10) 派手な付き合いをしない～恨みを買わないように注意

(11) 夜間の単独行動は避ける～紐付き売春婦、マフィアに注意

(12) 見知らぬロシア人にはなるべくかかわらない～ヒッチハイカーに注意

以上が一般的な注意事項ですが、他にも各個人で工夫し、犯罪の被害を最小限に食い止められるように努力しましょう。

(4) 被害にあった場合の措置

(1) 所轄の警察署に届けて捜査を依頼し、必要な証明書を発行してもらう

(2) 被害回復にむけて自助努力する

(3) パスポートの盗難、紛失の場合は総領事館へ再発給の申請をする

パスポートの再発給は盗難、紛失証明書と写真3枚、印鑑、身分証明書が必要です。また、所持していたパスポートの番号、発行年月日等が判るように前もってコピーをとって

おいたほうが良いでしょう。

6 交通事故

当地では最近日本製中古車が激増し、道路状況が悪いのに加えて交通事情は悪化しており、交通事故も頻繁に発生しています。

自ら交通事故の加害者となったり、普通に運転していても被害にあうこともありますので、現地の事情を考慮して次のような注意が必要です。

(1) 注意事項

- (1) 所有車両には万一のために保険をかけておく
- (2) 交通ルールや標識は当然日本と異なるので十分注意する
- (3) 車検を定期的に受けなければならない
- (4) 通常、飲酒運転やスピード違反を取り締まっているので注意する
- (5) 夜間は照明が暗いので車間距離を十分にとり、スピードを落とす
- (6) 急に飛び出してくる歩行者が多いので注意～ヒッチハイカーが多い
- (7) 冬期はスパイクタイヤかチェーンを着装する
- (8) 特に冬期前にオイル等の点検をしておく
- (9) 現地人はかなり運転マナーも悪くスピードも出しているの後方にも注意する
- (10) 道路の陥没穴やマンホールの蓋なしが多いので要注意
- (11) 当地では原則として車優先であるから歩行者は道路の横断に要注意

(2) 事故処理

- (1) 救急車の手配、応援要請～救急03
- (2) 交通警察（ガイ）への通報、事故処理
- (3) 目撃者の確保
- (4) 相手の確認～氏名、住所、連絡先等を自分でメモしておく
- (5) 事故調書には確認してからサインする（判らない時は通訳を依頼）
- (6) 事後処理～事故証明書の受領、保険会社へ連絡

7 逮捕、拘禁された場合

万が一、事件等で逮捕または拘禁された場合には、当該官憲に対して直ちに日本国総領事館へ通報するように要請して下さい。

その場合、総領事館では次のような援護を行います。

- (1) 官憲からの事情聴取
- (2) 本人と面会、事情聴取、被拘禁者の正当な権利の確認
- (3) 所属先、留守宅家族等への連絡
- (4) 差し入れ、弁護士の斡旋、保釈金等の伝達
- (5) 裁判、刑の執行等の伝達

なお、調書の署名は通訳を依頼する等して内容を十分確認してから行って下さい。

8 保険、病気

(1) 保険の心得

(1) 飲料水

当地の水道水は飲料水としては不適となっていますので、浄水器を使用するか、煮沸するのが安全です。

(2) 食料品

食品の管理も悪く、鶏、卵へのサルモネラ菌汚染や肉類、ミルクの腐敗等がみられますので、特に夏期の食中毒に十分注意して下さい。

(3) 健康管理

生活環境の厳しい当地では、早期発見、早期治療が肝要です。一時帰国等を利用して人間ドッグや歯科治療を励行しましょう。

(2) 病気、怪我の処理

当地の医療水準は西側諸国、日本に比べると低く、衛生状態の悪さや医療品不足の面からも信頼性に欠けるので、日頃から常備薬を準備しておき治療等が必要な場合は極力本邦へ帰国し、当地での治療はやむを得ない場合の応急処置にとどめるのが賢明です。

9 緊急連絡先一覧

在ウラジオストク日本国総領事館	26-75-02
26-75-13	
26-74-81	
在ウラジオストク日本人会事務局	26-79-43
22-55-36	

*休日、夜間の緊急時は総領事館の門衛警官へ御一報下さい。

ウラジオストク市警察	29-40-70
ウラジオストク出入国監理局 (オビール)	21-42-41
ウラジオストクインツーリスト	25-88-39
アエロフロート事務局	22-25-81
ホテルアクフェス西洋	31-90-00
ウラジオストクホテル	22-22-08
州立病院	25-75-53
市立病院	25-26-82

火事 01 警察 02 救急 03 ガス 04 国際電話 07 電話案内 09

KAN00010 ●サンクトペテルブルグ「防犯の手引き」
邦人安全マニュアル（サンクト・ペテルブルグ市）

1992年10月

在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館

1. はじめに

貴方が滞在されるロシアは気候・言語も異なる上、サービスや生活環境も日本と著しく違うため、日本での日常生活に慣れている日本人には、何かと腹立たしく、苦痛を感じる人が多いと思いますが「郷に入れば、郷に従え」のたとえ通り、現地のテンポに合わせることをお勧めします。

なお、これまでロシア（ソ連）は治安が良いといわれてきましたが、グラスノスチ（公開性）を進める最近のロシア当局やジャーナリズムの発表では、今まで事故や犯罪が公開されなかっただけで、資本主義国と同様あらゆる事故と犯罪が存在し、これが近年ますます急増していく傾向にあります。身近な人々の間にも被害が目立つようになりました。

当地において安全に暮らしていくためにはどういう点に気をつける必要があるか、また万一何らかの事態に出会った場合どう対処すべきか、ということを常に考えておく必要があります。

当館では、安全に対する心構えと対策について、当地に滞在する皆様へのご参考までに本マニュアルを作成しました。

2. 滞在中の留意事項

1) 在留届の提出

3ヶ月以上滞在される方は、旅券法第16条により在留届の提出が義務付けられていますので、総領事館で所定の用紙に必要事項を記入し、提出して下さい。これは総領事館から必要な時に、緊急連絡や種々の連絡を迅速にとり易くするためです。また、住所を変更する時や、サンクト・ペテルブルグ市から転出する際は、その旨お知らせ下さい。

2) 滞在届

ロシア入国査証に指示された地点に到着後24時間以内にロシア側関係機関への旅券の登録が必要です。観光旅行の場合はホテル、長期滞在の場合はそれぞれの受入機関を通じて登録して下さい。

3) 旅券の保管と携行

海外においては、我が国の旅券及び滞在国の査証や外国人登録印が極めて重要な身分証明書であるとともに、国境を越える時やロシア国内を旅行する時に不可欠なものです。その保管に十分気をつけるとともに、移動・出国の際には忘れずに必ず携行しなければなりません。

4) 旅券の紛失

旅券を紛失したり、盗難に遭った場合には、所轄警察署に届け出て盗難・紛失証明書を受けた上で、直ちに総領事館に届け出て旅券最発給の手続きをして下さい。万一に備え旅券番号、発給年月日及び発行地を控えておかれるのがよいでしょう。

5) 結婚、出産、死亡等の場合、民法上、戸籍法上の異動がありえますが、いずれも総領事館で手続きを行って下さい。

6) 事故、事件の際の心得

交通事故や犯罪等に巻き込まれ、緊急に手当を受ける必要が生じた場合には、何よりもまず当地医療機関で適切な手当を受けることが大切です。事故、犯罪の調査には当地警察が当たりますが、いずれの場合も事故発生後できる限り速やかに総領事館に事実関係及び状況をお知らせ下さい。これは病院、警察との交渉に総領事館が参加するためにも大切なことです。

長期滞在者は、所属先である大学、企業及びその他の機関に、事故の際に利用すべき病

院、最寄りの警察の所在地、電話番号等を照会し、連絡先を控えておくといよいでしょう。

短期旅行者の場合については、グループ旅行者の場合は原則として添乗員が全てを手配しますが、個人旅行者の場合にはホテルのサービス・ビューローと相談して下さい。いずれの場合にも問題が発生した場合には総領事館にご連絡下さい。

7) 病気の際の心得

風邪、腹痛等の軽い病気に備えて、常備薬を携行することが望まれますが、長期滞在者は、病気の際に連絡すべき最寄りのクリニック（診療所）の連絡先を所属機関に照会し、控えておくといよいでしょう。

当地には外国人のための専用病院がありますので、そこを利用するのも言語の点で安心かも知れません。

市営病院 NO.20、住所：U1, Castello, 21
電話：291-93-98 291-95-57

なお、総領事館には館員用の常備薬がある程度で、抗生物質は置いていません。使い捨て注射器は若干量備えてあります。

外国滞在中、一時的に精神的異常を来す方もありますが、気が付いた周囲の方は放置することなく総領事館にご連絡下さい。当地精神病院への入院にあたってロシア側は総領事館の同意を求めてきます。

総領事館に常駐の医師はいませんが、モスクワの日本大使館に医療官が常駐していますので医療相談を受けることができます。

他に、ヘルシンキで治療することもできます。電話で予約ができます。

メヒライネン病院 住所：Hesperiankatu 17
電話：431-4525

8) 盗難の際の心得

盗難の一般形態は、置き引き、スリ、ホテルでの客室侵入、家屋侵入等ですが、最近では空港、鉄道駅、ホテル、交通機関、劇場、レストランでの置き引き、スリに遇うケースが増加しています。盗難に遭った方は、直ちに警察に盗難届を出して証明書をもって下さい。

クレジットカードを盗まれた場合、各クレジットカード会社の盗難・紛失の際の連絡先（本邦、外国）及びカード番号を常時控えておき、直ちにカード会社への連絡を行って下さい。

9) 犯罪への用心

イ. 1992年1月から6月までの当市における犯罪件数は50,300件であり、前年同期に比して60%増加しています。

殺人、傷害、強盗等の凶悪犯罪が急激に増加していますが、社会情勢を反映して個人の財産を狙った犯罪が増加しており、窃盗件数はこの間22,700件で、前年と比較し、78%増加しています。犯罪に組織性が現れていることも最近の傾向です。また、犯罪の増加が警察司法機関の処理能力を越え、未解決の事件が増えていることも最近の傾向です。

ロ. ホテルの周辺や、外国人が多く出入りするところには必ずヤミの外貨交換、カメラ、時計等の売却を呼び掛けるロシア人が出没します。また、ホテル内には売春婦もいるようで、最近当地でもエイズ問題が深刻になっています。これらのいかがわしいロシア人は、犯罪組織とからんでいることが多く、彼等とは係わり合いにならないことが肝心です。

10) 官憲による拘禁、逮捕の際の心得

日ソ領事条約により、邦人が拘禁、逮捕された際には、ロシア側関係当局は、日本側領事館に通報する義務を負っていますから、総領事館はこれらの事実を知るべき立場にありますが、邦人の拘禁、逮捕の事実を知った方は直ちに総領事館に連絡して下さい。また、拘禁、逮捕された方は、ロシア側官憲に総領事館と連絡を取りたい旨申し入れ、ロシア側よりの総領事館への通報を督促して下さい。

なお、総領事館では次のような援護を行います。

イ. 所属先への連絡

ロ. 官憲よりの事情の聴取

- ハ. 本人に面接して事情聴取
- ニ. 被拘禁者の正当な権利の確認
- ホ. 差し入れ、弁護士、保釈金等についての相談
- ヘ. 裁判及び刑の執行についての心得通知

11) 総領事館との関係

総領事館は、我が国政府の出先機関であり、邦人の保護と必要な際の援助はその大事な職務となっています。

総領事館の出入りについては、各種のテロ行為防止の観点から、在外公館の警備はどの国の公館でも厳重に行われています。従って、当館を訪問される際に、来館目的や氏名を聞かれることがありますがお理解下さい。

また新聞等も、邦人の方の閲覧に供するために応接室に備えてありますが、館員の公務による応接室使用や他の閲覧希望者との重複を避けるために予約制にしておりますので、閲覧希望者は来館日を事前に総領事館にご連絡下さい。

12) 緊急連絡

社会騒擾、天災、大きな事故等緊急事態が発生した場合は、総領事館から当館の知り得た情報や対処方針等を至急連絡します。また、総領事館よりも先に緊急事態の発生を知った場合や、その現場に居合せた場合には、直ちに総領事館に連絡して下さい。

13) 手紙、小包等

手紙や小包類の受取りを総領事館気付けとする方もありますが、その保管に問題がある他、爆弾テロ防止の問題もありますので、総領事館への発送は避けて下さい。小包類の場合は通関手続きが必要であり、本人でなければ引き取ることはできません。

14) 借金

現金を総領事館から借りることができると考えている方がいますが、総領事館が援助できるケースは国援法など法律で厳しく限定されています。

おわりに

総領事館は、邦人保護のための義務を遂行していますが、総領事館のできることには限界があります。当地に滞在される皆様がそれぞれに不法行為や誘惑に陥らない心構えや犯罪に巻き込まれない用心等、自らのことは自らで守るという自己管理意識を持って過ごされ、当地における良き思い出と大きな成果をもって無事帰国されるよう期待しています。

1992年10月
在ナホトカ日本国総領事館

1. はじめに

現在のロシアは、超インフレ傾向に伴って治安も悪化しており、ここナホトカにおいても例外ではありません。各種の犯罪件数は著しく増加しており、我々自身いつ犯罪や事故に巻き込まれるやもしれません。また、大事件や大事故でなくても、日常生活において病気や交通事故と隣り合わせであり、外国での生活は不安だらけです。

本マニュアルは、当地で勤務し生活されている方々をはじめ、当地を訪れる出張者や旅行者の方々に少しでも安心して過ごしていただけるために、安全に対する心構えと対策について必要な注意事項を述べたものです。

2. 一般的留意事項

(1) 個人の安全対策

日本では安全がただのように思われているほど治安が良いので我々日本人は特に無防備になりがちですが、外国では危険が当たり前であり自分の身は自分で守るしかないということを自覚し、日頃から家庭や社会における防犯対策を整え、いざという時の安全対策を考えておきましょう。

(2) 情報収集

日常生活における各種情報の入手は極めて大切であり、当領事館をはじめ在留邦人相互に情報を交換し、また現地人の情報にも注意して少しでも早く対処策を講じていくことが必要です。

また、緊急事態には通信事情も悪くなることを考えて、特にラジオ・ジャパンが聞けるように短波ラジオをお持ちになるようおすすめします。

(3) 在留届の提出

在留届は緊急時の連絡等に活用し、また住民票の代わりとして各種手続きに必要なものです。当地に転入されて3ヵ月以上滞在される方は必ず在留届に記載事項を記入して当館領事部へ提出し、住所等の記載事項変更や転出される時にはご一報下さい。

3. 緊急事態（騒乱、大事件、大事故等）の対処マニュアル例

(1) 総領事館における措置

- (1) 事実確認、本省へ緊急連絡
- (2) 在留邦人へ緊急連絡、安否確認
- (3) 在留邦人へ逐次情報提供、注意喚起
- (4) ロシア側当局へ邦人の安全確保等申し入れ
- (5) 必要に応じ非常用物資の送付、救急手段の確保を依頼
- (6) 必要に応じ在留邦人の国外脱出等を援助

(2) 各企業、各個人での措置

- (1) 情報の入手、事態の把握
- (2) 本社、総領事館と緊密に連絡
- (3) 普段から非常用物資を確保～食料、飲料水、医薬品、懐中電灯、ラジオ、外貨等
- (4) 待避手段の確保、待避準備～航空券、貴重品の整理、後始末

4. テロ、誘拐、ハイジャック

これまでロシアにおいて邦人が関係するようなテロ、誘拐、ハイジャック等の事件は発生しておりませんが、民族紛争や凶悪犯罪の急増から今後どのような事件が発生するやも

しれません。すでにモスクワ等においても西側公館に対する爆弾脅迫事案も発生しており、日本人を狙った誘拐事件等も他の国では多数発生しています。最近の治安の悪化も考慮して、夜間の単独行動や現金等貴重品の携行は極力避けるようにしましょう。それから、なるべく所在を明らかにして緊急時に連絡のとれる体制を保持するように心がけましょう。

5. 一般犯罪

(1) 当地の犯罪情勢

最近ロシア各地で激増している殺人、強盗等の凶悪犯罪から窃盗等の一般犯罪まで経済不安定の情勢から益々治安の悪化が予想されます。特に極東では、多数の組織的犯罪が発生しており外国人が被害者になる事件も後を絶たず、当地ナホトカも港町ということもあって外国人船員の殺人、暴行事件等が日常茶飯事のように起きています。

これらの犯罪に対する検挙率は思わしくなく、処理能力を超えているのが実情のようです。

(2) 在留邦人に関する犯罪

このところ、極東全体における犯罪の増加とともに、日本人が被害にあった強盗、窃盗事件も急増しており、そのほとんどが観光客を狙った現金、パスポートの盗難です。

今や日本人は金持ちであるという前提から一番被害にあう可能性が高くなっていますので、日頃から自分の身体はもちろん、所有車両や自宅、事務所についても細心の注意が必要です。

(3) 一般的注意事項

- (1) 常時所在を確認しておく
- (2) 不要な現金、貴重品等の携行を避ける～若し携行必要な場合は下着、腹巻等にしまい、レストランでは食事中は足下にはさむ等常時管理下に置き目を離さない
- (3) パスポートの管理～現金と一緒に下着に密着させておく～通常はパスポートを携行せず、コピーを所持する
- (4) 自宅、事務所、車庫の鍵を二重三重にする～長期間留守にする場合は管理を頼む
- (5) 警報装置の活用、窓に防犯ブザーを取り付ける
- (6) 護身用具、避難ロープ等の準備
- (7) 来客は扉を開ける前に相手を確認する～酔っ払いや強盗に注意
- (8) 金目のものは外から見えないようにする～泥棒に狙われやすい
- (9) 車内に物を置いたまま駐車しない～長時間駐車は禁物
- (10) 派手な付き合いをしない～恨みを買わないように注意
- (11) 夜間の単独行動は避ける～紐付き売春婦、マフィアに注意
- (12) 見知らぬロシア人にはなるべくかかわらない～ヒッチハイカーに注意

以上が一般的な注意事項ですが、他にも各個人で工夫し、犯罪の被害を最小限に食い止められるように努力しましょう。

(4) 被害にあった場合の措置

- (1) 所轄の警察署に届けて捜査を依頼し、必要な証明書を発行してもらう
 - (2) 被害回復にむけて自助努力する
 - (3) パスポートの盗難、紛失の場合は総領事館へ再発給の申請をする
- パスポートの再発給には盗難、紛失証明書と写真3枚、印鑑、身分証明書が必要です。また、所持していたパスポートの番号、発行年月日等が判るよう前もってコピーをとっておいたほうが良いでしょう。

6. 交通事故

当地では最近日本製中古車が激増し、道路状況が悪いのに加えて交通事情は悪化しており、交通事故も頻繁に発生しています。

自ら交通事故の加害者となったり、普通に運転していても被害にあうこともありますので、現地の事情を考慮して次のような注意が必要です。

在ナホトカロシア外務省 外交代表部	5-70-21
ナホトカ・インツーリスト	4-59-68 4-59-85
ナホトカホテル	4-71-88
ボードニク病院	5-56-68
火事 01 警察 02 救急 03 ガス 04	
市外、国際電話申し込み	07
ハバロフスク・インツーリスト	33-63-95 39-93-70
インツーリストホテル	39-93-13
アエロフロート・ハバロフスク	34-85-21
JALハバロフスク事務所	37-06-86

安全対策の手引き

平成5年10月1日

在ハバロフスク日本国総領事館

はじめに

最近、当地ハバロフスクにおいては邦人を含む外国人が強盗・窃盗等の被害を受ける事件が数多く発生しており（検挙率は極めて低い）、先日も、在留邦人が帰宅途中、ロシア人グループの強盗に襲われ負傷する事件が発生するなど、当地の治安の悪化の深刻さは日々増加しているのが現状です。

当国の現下の社会情勢の不安定化、治安コントロールの低下とあいまって、犯罪の多様化とその頻度が高まり、私たち^{在留邦人}にとっても「安全」確保が極めて重要な問題となっています。

かかる事態に対しては、何よりも、我々、邦人一人一人が当地の現状を正確に把握・認識して、常に安全に対する意識を持って、不断の努力で自らの安全を確保することが不可欠です。

既に、皆様方におかれましては、その「安全対策」はそれぞれ確立されているものと存じますが、本書では、当地の特殊事情を考慮して、基本的な「安全対策」の諸点を簡単にとり纏めました。皆様方にとっては常識的なことばかりのことと思いますが、今後の皆様方御自身の「安全対策」の見直しや参考の一助となれば幸いです。

1. 「安全対策」の基本的な心構え

- 何よりも自分と家族の安全は、自分達で守るとの心構えが基本。
- 海外での行動の3原則は、「目立たない」、「行動をパターン化しない」、「危険な所には近寄らない」こと。
- ロシアは「治安の良い国」との、昔（ソ連時代）にあった「常識」を捨て去ること。
- 「犯罪への予防」こそ最良の危機管理。そのための日常的な努力を惜しまない。
- 住居の安全対策（警報器、鉄ドア・鉄格子設置等）が生活面での「安全対策」の基盤。
- 現地邦人社会に早く溶け込む。「日本人会」等から治安情勢などに関する適切な情報が得られるようなネットワーク作りに関心する。
- 精神衛生と健康管理に留意する。

2. 犯罪の種類・手口

当地ハバロフスクの犯罪で最も目立つのは強盗です。

それも、米国式の、いわゆる「hold・up」型の持凶器強盗ではなく、当地での強盗は、初めから凶器等により「被害者」に暴行を加えて犯行に及ぶという「凶悪性」が特徴です。（日本では「強盗殺人未遂」と認識される犯行）

当地での犯行の主な手口について分類すると以下の通りです。

(1) 強盗

共通する手口は、拳銃、ナイフ、棍棒等の凶器を使用し、犯人複数により単数の「被害者」を狙う犯行。

(イ) 通行人を狙った強盗

人通りの少ない場所で通行人を複数で取り囲み、凶器で脅し・暴行を加え、金品を強奪するもので、昼間・夜間を問わず発生しています。

(ロ) 押し込み強盗

夜間、休日等に住宅を狙い、或いは帰宅途中を尾行し、ドア等が開いた際に一緒に侵入し金品を強奪するもの。

(ハ) 自動車を狙った強盗

夕方から深夜にかけ、人通りのない場所で発生。信号待ちの車や乗降時を狙い、車や金品を強奪する。時には、警察等の検問や歩行者を装って車を停めるケースも見られる由。

(ニ) 「夜の女性」を利用した強盗

当地への邦人旅行者等が巻き込まれる典型的なケースで、旅行者等が当地の「夜の女性」と親しくなり、同女性の「アパート」に入った瞬間、「男性」が現れ、金品を強奪する。かかる犯罪は、旅行者等がパスポートを盗まれない限り警察等へ申し出ることは少ない。

(2) 窃盗

(イ) ひったくり

すれちがいざまに歩行者のバッグ等の所持品を奪い取るもので混雑する自由市場やデパート・商店等で発生します。

(ロ) スリ

空港、自由市場、デパート・商店等の混雑で、ハンド・バックの中身やポケット内の財布等をスリ抜くもので、よくみられる集団スリの手口は、数人でグループになり、スリ・グループの一部が、「被害者」に何等かの注意を向けさせ(例：道を聞く、時間を聞く、片言の「日本語」で話しかける、故意にアイスクリーム等を付ける等)、その間にグループの他の者がスリ取るというパターンです。

(ハ) 置き引き

空港、ホテル、レストラン等で、荷物からちょっと目を離した際に盗み取られ、邦人が最も被害にあっている犯罪の一つです。

(ニ) 自動車盗難

自動車を盗むもので、駐車ガレージの鍵を壊して盗む、買い物等のため、僅かな時間、キーを掛けたまま駐車している際に盗まれるケースです。

(ホ) 車上狙い

自動車の中にある金品を盗むもので、駐車中の自動車の窓ガラスを割ったり、ドアをこじ開けて盗むものが多いですが、中には信号待ち等で、停車中の自動車の物売りや物乞いを装って近付き、開け放した窓から手を入れて盗むケースもあります。

3. 防犯対策

犯罪や事故に遭遇した場合、「運が悪かった」と片付けてしまえばそれまでですが、果たして「運」だけの問題でしょうか。場合に因っては、取り返しのつかない結果ともなりかねないのですから、「運」だけで片付けてしまう訳にはいきません。

多くの犯罪や事故の原因を分析すると、多かれ少なかれ被害者に原因の一端がある場合も多く、また、被害者側に原因がなくても、ほんの少し警戒心が働いていれば被害を未然に防ぐことができたケースが大半です。

上記1.の「安全対策」の基本的な構えを元に、防犯の具体的対策について、以下の通り列挙します。なお、勿論、下記の対策は「完全」なものではなく、皆様各位、「より安全」を心掛けていただきたいと思います。

(1) 住居の「安全対策」

○住居を選ぶ場合、立地条件と「安全対策」の容易さをポイントに：

一 夜間でも明るくある程度の人通りがあり、周囲から見通しの利く場所がベスト

一 独立家屋より集合住宅の方が賊の侵入を防ぐとの意味で防御性が高く、また隣人の援助も受けやすい。集合住宅の場合、3階以上が安全性が高いと言われている。

○わが家の防犯チェック

一 構造上の可能な防犯設備強化は積極的に。防犯設備施設の点検を忘れずに。

- －自宅出入口周辺に街灯が設置されているか。
- －自宅の玄関及びドアのところに防犯灯が設置されているか。
- －ドアは金属製で二重になっているか。
- －ドアは内開きではないか。(外開きの方が安全)
- －ドアの鍵は2個以上で、内鍵施錠方式か。
- －ドアに安全チェーンを取り付けているか。
- －ドアに覗き穴を取り付けているか。
- －インターホーンを取り付けているか。
- －警報装置を取り付けているか。(外部に聞こえる非常ベル等)
- －1, 2階部分の窓枠は鉄格子で防御されているか。3階以上においても窓枠はダブル・ロックが原則。
- －ベランダの防犯対策に問題はないか。(隣が空き家になっていないか、簡単に、ベランダを渡れるようになっていないか)
- －エレベーターの使用は常に注意を。(不審な者が乗っていないか、見慣れない者と一緒に乗らない等の注意を)
- －隣人の身分や職業、家族構成等を調べてあるか。(不審な者等が引っ越ししてきてはいないか等)
- －来訪者に対して不用意にドアを開けない。(身分や要件をよく確認して納得してからドアを開けるように心掛ける)
- －鍵の管理は厳重に。
- －使用人選びは慎重に。(身元の確実な信用できる者を選ぶ。雇用のときには「身分証明書」のコピーを取っておく。)
- －貴重品、パスポート及び現金は分散して大切に保管する。
- －家の中に、鍵のかかる避難室をつくることも一案。
- －外出時に、直ぐ「留守」と分かるようにしない。(ドアに伝言等を張り付けない。)
- －懐中電灯を常備しているか。
- －緊急連絡先、救急医薬品の備付けをしているか。
- －運転手には、「自分が自宅に安全に入った」旨の合図の確立と日頃の防犯訓練を徹底しておくこと。

(2) 外出時の「安全対策」

- －危ないところには近付かない。
- －犯罪多数発生地域には極力近付かないようにし、事故発生現場、デモ等の興奮した群衆の集合した場所には絶対に近付かない。
- －夜間の外出は必要最小限に
- 夜間の外出は必要以外のときを除いてできるだけ差し控えるよう心掛ける。
- －夜間の一人歩きは絶対にしない
- やむをえず夜間外出する場合でも絶対に一人歩きはしない。邦人の強盗被害は殆どの場合一人歩きのもの。近い所でも油断せず、自動車ですべて送ってもらう。
- －一人通りの少ない道は避ける
- 昼間でも人通りの少ない道は避ける。例え、遠回りでも人通りの多い明るい道を選ぶ。
- －外出時はTPOを考えた服装を
- 外出時は、場所、場合、状況を考え、必要もないのに派手な服装を身に付けたり、一見して高価なアクセサリ等は控える。
- －貴重品や多額の現金は持ち歩かない
- 強盗やひったくりにとられて困るような現金は持ち歩かない。現金は万一襲われても、自分の身を守るために惜しげなく出せる程度に、しかも2～3カ所に分散して所持しておくが良い。
- －ハンド・バックは抱えて持つ。
- ひったくりやスリの被害に遭遇しないよう、男女を問わず、ハンド・バック等はしっかり

抱えるようにして持つ。また、歩行中、バック類や荷物は車道側に持たないように注意する（これは、被害に遭わない防止策）。

－荷物から目を離さない

買い物中や空港等で荷物を椅子や床に置く時は必ず手や足で押さえるようにして絶対に身体から目を離さない。

－物売りやタカリの子供達に注意

道を歩いていて物売りやタカリの子供達が近寄ってきたら気を付ける。相手にせず速回りして避けるのが賢明。

－時々後を振り返る

後を着けられないか常に警戒する。もし、後を着けていると思われる者がいた時は、直ぐに人通りの多い所や商店等の中に入り込んでやり過ごす。

（3）自動車使用の「安全対策」

－点検整備を確実に

事故、故障、ガス欠等による立ち往生は大変危険。点検整備・ガソリンの補給は常に確実に実施する。

－免許証、身分証明書等の証書は忘れずに。警察官に提出を求められ、同証書を持っていないとトラブルの原因になる。

－乗降の際には周囲をよく確認

自動車を乗り降りする時は不審者や不審物がないか周囲を良く見て確認する。特に、路上での乗降時、帰宅時の降車時は要注意。（車の降車時に被害に遭うケースが圧倒的に多い）

－人気のない所での駐車や乗降は避ける。

－自動車に乗ったらドア・ロックを確実にする習慣をつける。

－見知らぬ人に停車を求められても絶対に止まらない。

－強盗は、ヒッチ・ハイカー、物売り、事故、故障車、警察の検問等を装って自動車を止めるので、無闇に停車しない。警察の検問らしきものに遭遇した場合、近くで徐行して本物かどうか良く確認し、不審な場合は速度を上げて逃げる。

－信号等で停車中、不審な者に注意。

－自動車の中に荷物を残さない。

自動車内に貴重品は勿論、がらくたでも貴重品に見える可能性があるので、下車する際には車に荷物を残さない。

－常に安全運転に心掛ける。

交通事故が思わぬ犯罪に発展することもあり、怪我をした場合、輸血の可能性もある。スピードは控えめに常に安全運転に心掛ける。

－運転手使用の場合には、上記の各項を十分理解させ、自分と同じ意識と注意力を持たせるよう指導することが必要です。

（4）万が一の場合

－余裕があれば「逃げる、隠れる、助けを呼ぶ」

強盗が侵入したような場合、まだ少しでも余裕がある時は、状況に応じて逃げるか、安全な場所に隠れると共に、助けを呼ぶ。警察には出来るだけ早く通報する方が良いが、警察が到着するまで相当時間がかかるのが現実。

日頃から近隣（可能な限り邦人、信頼できるロシア人）と良好な関係を維持し、いざという時は非常ベル等で知らせ近所に駆けつけてもらうような協力体制を作っておく。

－凶器を出されたら抵抗しない

拳銃や刃物を出されて脅されたり犯人が複数のときは絶対に抵抗せず、隙を狙って人通り等へ逃げて助けを求める。

－凶器で「hold・up」を求められた場合には、身の安全を第一に考えて、惜しげなく金品を出す。

緊急連絡先リスト (電話番号)

警察 02
消防 01
救急病院 (救急車) 03
日本総領事館 33-26-23、33-78-95
空港 (離着陸照会) 006
市内電話の照会 009
国際電話の申し込み 07
ガス事故の場合 04
電気の故障修理先 33-02-05
水道の故障修理先 33-03-44
電話の故障修理先 33-15-21

KAN00010 バルト三国【安全の基礎】

バルト3国
出入国時の留意事項

●査証

バルト3国に入国するには査証が必要。査証申請手続は、各国にある3国在外公館で行うこととなるが、例えばロシア連邦を経由する場合、在モスクワ3国大使館にて行う。

エストニア大使館

Sobinovskii Pereulok, 5 Moscow, Russia
Tel. 290-50-13, 290-31-78 (領事部)

ラトヴィア大使館

Ulitsa Chaplygina, 3 Moscow, Russia
Tel. 925-27-07, 923-60-98 (領事部)

リトアニア大使館

Ulitsa Pisemskovo, 10 Moscow, Russia
Tel. 291-16-98, 291-26-43 (領事部)

現在わが国にはバルト3国の在外公館は存在しないので、他の国にある3国在外公館において査証取得すべきである。リトアニアについては、陸海路入国においても査証取得可

。査証延長等の手続きは以下の3国外務省領事局が担当している。

エストニア

Ulitsa Raivala, 9, Tallinn
Tel. 44-10-00, 44-23-18

ラトヴィア

Ulitsa Elizabet, 57, Riga
Tel. 28-95-07, 28-15-67, 28-63-77

リトアニア

Ulitsa Vyizhganto, 2, Viljnyus
Tel. 22-42-55, 62-54-24

なお、エストニア査証申請にはエストニア市民の招待状を提示する必要があり、また、エストニア・ラトヴィア査証は有料など3国間でばらつきがあるが、臨時措置として3国いずれかの査証を所持する者（但し、CIS諸国人は別扱い）には、他の2国への入国が許されている。

●出入国審査

査証審査がある。（注）在瑞ラトヴィア大によれば、上記臨時措置は現在でも有効の由

●外貨申告

エストニアで、1,000米ドル以上の持ち込みに申告が必要な他は、申告不要。（注）同大によれば、ラトヴィア入国時の外貨申告は不要の由。

●通関

持ち込み禁止品は、武器、弾薬類、麻薬類。食料品を含め、生活必需品の国外への持ち出しが数量制限されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

ラトヴィアにおいて、ホテル等滞在先での登録が必要。

●旅行制限／写真撮影の制限

軍関係施設を無断で視察・撮影することは禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込み、持ち出し厳禁。

●不法就労

就労するためには、査証の延長・会社の保証等、正式な手続きを踏まなくてはならない。

●その他特殊取締

独立後、増加傾向にある犯罪（盗難・闇両替・売春等）の取り締まりが厳しく行われている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

概して物静かな国民性であるが、それぞれの自国の歴史・今回の独立達成に誇りをもっている。

宗教的には、エストニアではプロテスタント・ルター派、リトアニアでは、カトリックが主流であるが、ラトヴィアでは、東部と西部で方言・宗教（東部はカトリック、西部はルター派）が異なる。

安全のためのひとくちアドバイス

各種犯罪が増加傾向にあり、外国人を対象としたものが目立つようになっている。夜間の1人歩き（特に女性）を慎むことはもちろん、日中でも、人通りの少ない小路を避けたり、見知らぬ現地人の誘いに不注意に従わないことが肝要である。

健康上の留意事項

バルト海に面した3国では、1年を通じて、雨や風が多く、湿度が高いため、雨傘・外套が不可欠である。

また、タリン・リガ・ビルニユス等の都市では、水道水は煮沸してから飲むのが賢明である。

緊急時の連絡先

●3国共通

<火災> Tel. 01

<警察> Tel. 02

<救急車> Tel. 03

<国際電話申し込み> Tel. 07

<電話番号問い合わせ> Tel. 09

緊急時の言葉

（エストニア語）

「泥棒」＝ヴァラス

「助けて」＝アッピ

「警察を呼んで下さい」＝パルン・クツゲ・ポリツェイ

「救急車を呼んで下さい」＝パルン・クツゲ・キイラビ

（ラトヴィア語）

「泥棒」＝ザグリス

「助けて」＝パリーガ

「警察」＝ポリツィヤ

「救急車」＝アートラ・パリーズィーバ

（リトアニア語）

「泥棒」＝バヴォゲ／ヴァギス

「助けて」＝パデーキチャ

「警察」＝パリーツィヤ

「救急車」＝グレイトーイイ・パガールバ



